

令和元年第5回定例会

孺恋村議会会議録

令和元年6月4日 開会

令和元年6月14日 閉会

孺恋村議会

令和元年第5回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第4号の上程、説明、質疑	10
○報告第5号の上程、説明、質疑	11
○報告第6号の上程、説明、質疑	12
○報告第7号の上程、説明、質疑	13
○報告第8号の上程、説明、質疑	17
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	19
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案調査について	21
○日程の変更について	21
○議案第27号～議案第30号の一括上程、説明	22
○議案第31号の上程、説明	25
○議案第32号の上程、説明	26
○議案第33号の上程、説明	26
○請願書、陳情書等の委員会付託について	26
○議員派遣の件について	27

○休会について	27
○散会の宣告	28

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○事務局職員出席者	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○報告第9号の上程、説明、質疑	31
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	34
○同意第4号の上程、説明、質疑、採決	36
○議案第27号の質疑、討論、採決	37
○議案第28号の質疑、討論、採決	38
○議案第29号の質疑、討論、採決	38
○議案第30号の質疑、討論、採決	39
○議案第31号の質疑、討論、採決	40
○議案第32号の質疑、討論、採決	41
○議案第33号の質疑、討論、採決	41
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○請願書、陳情書等の審査報告について	47
○日程の追加について	49
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○一般質問	51
土屋幸雄君	51

黒 岩 忠 雄 君	6 2
佐 藤 鈴 江 君	7 0
伊 藤 洋 子 君	8 5
大久保 守 君	1 0 0
上 坂 建 司 君	1 1 4
○閉会中の継続審査申出について	1 2 2
○閉議及び閉会の宣告	1 2 3
○署名議員	1 2 5

令和元年 第 5 回 定例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第5回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年6月4日(火)午前9時59分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 平成30年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 7号 専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 9 報告第 8号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第10 同意第 2号 嬭恋村監査委員の選任同意について
- 日程第11 議案第26号 嬭恋村功労者待遇について
- 日程第12 議案第27号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第28号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第29号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第30号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第31号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第32号 嬭恋村税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第33号 工事請負契約の変更について
- 日程第19 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	松本源君	総合政策課長代理	熊川明弘君
税務課長	宮崎貴君	住民福祉課長	土屋和久君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	横沢貴博君
観光商工課長	佐藤幸光君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会事務局長代理	目黒康子君	会計管理者	熊川さち子君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、令和元年第5回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、石野時久君、上坂建司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月28日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 第4回議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月28日に委員会を開催し、第5回議会定例会の運営について協議いたしました。

第5回議会定例会の会期は、6月4日から14日までの11日間とし、村内公共施設の視察を6月12日に実施することにいたしました。

一般質問の通告期間は6月10日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、一般会計補正予算など10件、報告5件、同意1件が予定されております。

次に、当局から全員協議会で懸案事項などについての説明協議を行いたいとの申し入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

委員会の開催について、産業建設常任委員会は10日の午前10時から開催し、午前11時から総務文教常任委員会、村創生対策特別委員会は同日の午後3時から開催することに決まりました。

請願・陳情等については、陳情2件、要望2件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり付託等をすることを決定いたしました。

また、議会一般質問について、申し合わせにより、3月議会と同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 開会に当たりまして行政報告をさせていただきます。

4月21日の統一地方選挙におきまして、村民からご支持をいただき、4期目の当選をさせていただきました。初心に返り、しっかりと村民の意見を聞き、耳を傾けて、確実に前に進む村政を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、議員の皆様におかれましても、新たに統一地方選挙ということで、当選なされた皆様は新たなきょうから初議会ということでございます。二元制の原則に基づいて、議会としっかりと村政を前に進めるべく、進めてまいりたいという決意でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

お釈迦様に説法するようでございますけれども、憲法15条では、全て公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障すると、憲法にはございます。

現在の憲法ができたのが昭和22年で、私の年齢と同じでございます。

それまでは、女性には参政権がありませんでした。現在になって初めて女性も参政権が得られたということであります。

当たり前のことでございますけれども、もう一度、参政権という言葉の意義をしっかりと確認する必要があると思っておるところでございます。

また、日本は法治国家であります。地方自治については、孺恋村とは、憲法の92条で地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるということであります。

また、93条においては、地方公共団体の、村で言えば村長、あるいは議員は法律の定めるところによって住民がこれを直接選挙するということに基づいて、今日があるわけでございます。

また、議会については、憲法41条で、国会は国権の最高機関である唯一の立法機関であるとあります。

いつも申しておりますけれども、議会は婦恋村における最高の意思決定機関であるという認識を私も持つておるところでございます。

そういう意味で、当局は、しっかりと議会に物事を提案し、また、議会の承認を得て、しっかりと村政を前に進めてまいりたい。こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

就任で4期目になりますけれども、1期目におきましては財政再建ということでございました。現在、基金につきましては、5月出納閉鎖、31日現在で39億円、また、基本的な基金であります財政調整基金につきましても15億円ということで、貯金もしっかりとあるというふうに確認し、確信をしておるところでございます。

また、2期目におきましては、学校再編ということが重要課題でございました。ハード面につきましては、昨年の西部小学校の体育館及びプールの完成、21億円から22億円のお金を投資して建築が確定したわけでございます。

本年度、残された課題、グラウンドの整備と照明等を設置すれば、一応ハード面のものにつきましては、学校再編もほぼ完了したと思っております。

3期目におきましては、上信自動車道の整備促進及び教育及び福祉の充実ということで取り組んできたつもりでございます。

そして4期目でございますけれども、上信自動車道、3月29日に鎌原までが整備区間の格上げとなりました。鎌原から田代までにつきましては、現在、概略設計に入っております。

本日午後におきましては、上信自動車道建設事務所所長さん等がお見えになられまして、議員の皆様方にも全体の現状の報告ということでさせてもらうことになっておりますので、また皆さんとともにしっかりと、国に要望すべきことはしっかりと要望して、そして将来に向かっての青写真をつくってまいりたい。こう思っております。

関連しまして、大前橋の件でございますけれども、いよいよ来年には完成の運びとなってまいりました。国土交通大臣に全国第一号の橋ということで、補助事業もいただいております。

また、これに関しましては、ご存じのように、役場前の国道144号、それから利根川水系砂防工事事務所の護岸工事並びに床固工、並びにJ R高崎支社との協議がありますが、鉄道との整合性のある道路体系ということで、多くの関係する機関がありましたけれども、やっと後ろが見えてきたという状況でございます。

大前橋周辺には、一日470台の車が通るといふことであります。相互通行ができるようにしっかりと取り組んでまいりましたけれども、またその先をどうするかという重要課題もあるわけでございます、今後もまた、地域の皆さんの要望、意見を承りながら、しっかりとその先の道についても検討を加えてまいりたいと思っております。

また、最重要課題の一つでありますけれども、鎌原観音堂周辺整備事業の関係でございますが、地方創生の交付金ということで、国から要望しました件につきましては、ほぼ満額予算も交付金が決定してきております。

本当に、総務省なり内閣府なり、あるいは県の企画部なりの皆さんにも多大なご理解とご協力をいただいたと思っております。

観音堂周辺整備については、今までも取り組んでまいりましたが、村創生の特別委員会ということで、全議員が参加する特別委員会もできておりますので、今後、私どもも議員の皆さん、また地域の皆さんにも情報をしっかりと提供し、また意見を賜って、スピーディーに前に進むべく取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、孀恋会館の建てかえの件でございますけれども、公共施設が、現在建物については111あるということで、議会の承認を得まして、一昨年3月に公共施設の再編整備計画の概略計画が確立しておるわけでございます。

役場も含めまして、また孀恋会館も含めまして、その他の公民館等111あるものをおおむね3分の2に、中長期計画をもって、財政規律を守って、しっかりと整備をしていきたいと思いますという計画でございます。その中の1つに孀恋会館というものもあるということでございます。

平成23年の3月11日、東日本大震災がありました。その後、役場と孀恋会館については、耐震をなささいという法律が決まっておるわけでございます。

この2つの大きな課題は、早急にやっていくべき課題だと思っておりますので、また議員の皆さんとしっかりと協議をしながら、前に進めてまいりたい。こう思っております。

産業政策の件でございますが、基幹産業でありますキャベツを中心とする第一次産業でございますけれども、今後も環境保全型農業、あるいは有害鳥獣対策、あるいは土地改良事業等も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そして、ハード面でも重要ですが、マンパワーで最も重要な課題として、地域包括ケアシステムの構築だと考えております。これは大きなお金の話じゃなくて、やはり人、人

のマンパワーのネットワークをいかに構築するかという課題だと思っております。

関係する各地域の役員さん、あるいは民生委員さん、あるいはボランティア団体さん、多くの方々がかかわりを持っております。また、お医者さんもしっかりでございます。

また、既にある介護施設の多くの施設があるわけですが、こういう皆さんのお力もおかりして、マンパワーのネットワークをしっかりと構築していくべき時期に来ておると考えております。

特に2025、2025年問題といわれているとおりでありまして、団塊世代が後期高齢者に入ると、1人が1人をてんぐるます時代、肩車をする時代というのが近づいてきておるわけでございます。

また、同時に、平均寿命から健康寿命の時代に来ています。また、人生100年時代ともいわれる時代に来ております。

また、定年退職も60歳ではなく65歳という方向に大きく流れてきております。

時代の大きな節目に来ておりますので、包括ケアシステムをしっかりと取り組むという決意を持っておるところでございます。

また、現代では、日本の労働人口がどんどん減っておるわけですが、外国人研修生にはしっかりと、また農業団体の皆さん、その他の団体の皆さんとも連携しながら取り組んでまいりますけれども、特に女性、労働人口、今6,300万人、日本国におりますが、そのうちの2,800万人は女性が働いておる時代であります。

特に若い世代においては、イクメン、家事メンといわれる言葉があるとおりで、女性が働くのはもう当たり前で、家庭に入っている時代ではない時代だと思っております。

女性がしっかりと働きやすい環境整備を進めていく時代に来ておる、そしてまた、男女共同参画社会の実現ということで、制度もできておるわけでございますので、より一層、女性が働きやすい社会環境、制度改正もできるものはしてまいりたいと、こう思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、4月に入りましてからの村内の産業状況について、若干説明させていただきますと思っています。

キャベツにつきましては、約4割ぐらいが、もう植え込みが終わりつつあるのかなという状況であります。

ただ、気候は非常に暑かったり寒かったりというのが極端な状況が続いておるやうかかっております。

いずれにいたしましても、今月中旬ぐらいから孺恋産のキャベツが出荷できる状況になってきております。

あした、あさってでございますが、J A孺恋の主催によります販売担当者会議が行われますが、ここからがスタートだと思っております。

議長さんも出席する、産業建設常任委員長も出席かと思われまされども、私も出席しますが、あさっての販売担当者会議からは、本当の第一次産業のスタートだと思っております。

第二次産業等の関係等でございますけれども、現在まで、平成31年並びに令和元年に入りましてから、入札関係につきましては2億2,400万円ほど、既に入札関係、4回で30件の入札を既にしておるところでございます。

なるべく切れ目のないような形で仕事ができるように、また、雪が降ると工事ができないという孺恋村の状況もありますので、なるべく早く計画的に、入札関係予算を執行してまいりたい。こう思っております。

観光関係でございますけれども、バラギ高原につきましては、10連休で県内少年サッカーの大会などがありました。前年に比べてはかなりよかったとうかがっております。

鹿沢温泉の関係でございますけれども、10連休は今までで一番よかったかもしれないという報告を受けております。

浅間高原でございますが、10連休はどこもいっぱいだったと。全体としては前年よりもよかったとうかがっております。

連休以降につきましては、反動が出て、やや減少しておるといふふうにかがっております。

中でもしゃくなげ園でございますけれども、しゃくなげまつり期間中5,800人、昨年よりも約2,800人がふえておるといふふうにかがっております。

テレビ朝日のグッドモーニング中の、依田さんの天気予報コーナーの生中継などのおかげもあったのかなと考えておりますが、今後も観光産業、4月1日から社団法人化しました。

また、予算も人も張りつけました。ぜひとも、リーディング産業になるべく、観光産業の振興を図ってまいりたい。こう思っております。

結びになりますけれども、「The government of the people, by the people, for the People」村民の、村民による、村民のための政治、最大多数の最大幸福を目指して、しっかりと村政の執行を務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第5、報告第4号 平成30年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度孺恋村一般会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、報告第4号 平成30年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

次のページの表を見ていただきたいと思います。

こちらにつきましては、3月定例会でご承認いただきました各事業ごとの繰越額、財源内訳になります。

款のところを見ていただきたいと思います。

第2款総務費から第11款の災害復旧費までの全20事業、繰越額は全体で7億190万6,000円となります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が1億7,738万7,000円、県支出金が5,341万1,000円、地方債が1億5,540万円、特定その他財源が7,893万7,000円、一般財源が2億3,677万1,000円となります。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第4号 平成30年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第6、報告第5号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきまして、それぞれ担当課長から説明させます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 報告第5号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成30年度3月議会におきまして、補正予算として繰越明許費を計上させていただきました。

次のページになりますが、平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、一般管理費、一般管理費につきまして、
孀恋村簡易水道台帳デジタル化委託業務費380万円、事業名、簡易水道整備事業、簡易水道
整備事業費につきましては、万座簡易水道第1ポンプ井更新工事980万円の合計1,360万円
でございます。

財源といたしましては、一般管理費が一般財源380万円、簡易水道整備事業が特定財源の
万座簡易水道組合の分担金180万円と地方債800万円で合計1,360万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第5号 平成30年度孀恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書
の報告についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第7、報告第6号 平成30年度孀恋村上水道事業会計予算繰越明
許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度孀恋村上水道事業会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しま
したので、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでご
ざいます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 報告第6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

次のページの平成30年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書をごらんください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰り越しでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、嬭恋村上水道工事設計業務委託の744万1,200円と、嬭恋村上水道プリンスランド鳥の街配水管布設がえ工事の1,477万4,600円の合計2,221万5,800円を繰り越すものでございます。

財源といたしましては、損益勘定留保資金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第8、報告第7号 専決処分の報告について（自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第7号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解額の決定）に基づきまして専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明をさせます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、次のページの専決処分書の中の記について説明をさせていただきます。

まず、専決処分事項につきましては、自動車事故による損害賠償事項に係る和解及び損害賠償額の決定で、この内容につきましては、平成31年4月5日16時50分ごろ、役場駐車場で婦恋村在住者の隣に公用車をとめ、ドアを開けたところ、強風が吹き、車のドアが隣の停車中の車の後輪フレームに接触し、損害を与えました。

本件による相手損害額は9万6,962円で、村は損害額の全額を村の加入する損害保険会社より相手に支払うことで、令和元年5月13日に和解となりました。

以上ですが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 2点ほど質問いたします。

1点は、この事故を受けて、どのような対策というか反省をして、職員に周知したかというのと、あと、今公用車が一般在住者のドアを傷めたということでは、公用車って、とめる場所とか決めているのか、決めていても、そこがたまたま在住者もとまっていたのか、その辺の詳しい状況について報告していただければと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問でございますが、まず最初の事故の処理についてでございますが、毎回になります、事故を起こした職員について、私のところに来ていただいて、事情聴取をして注意をしているところでございます。

それと、公用車の駐車場所の関係ですが、庁内の関係の公用車については、とまる場所、とめる場所が指定されておりますが、庁外の公用車につきましては、あいているところにとめさせていただいているというのが実情でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

黒岩議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私も伊藤さんと似たようなことなんですけれども、毎年度毎年度、こういった問題が何件か出てきております。

それで、そのたびに、議会のほうから言えば、わかりましたというようなことで、よく気をつけますというようなことを言っていますけれども、またこうやって出てくるといふ、危機感とかそういう意識があるのかなのか、これも村長にちょっと聞きたいんですけども、村長、そういう危機感を持って教育しているのか、それをちょっと一言聞かせてください。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩忠雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

職員には、事あるたびに厳しく、事故の起きないようにということは、会議でも言っています。また、課長会議を開いた都度、各課長から職員にもしっかりと伝達をしておるつもりでございます。

現在、公用車が96台だったと思いますが、台数が96台あります。各課が、課長が責任を持ってやっているんですが、最終的に全体は総務課で管理をしておりますけれども、96台の公用車があるということでもあります。

しっかりと指示をしておるんですけれども、今回の場合は、ドアを開けたらたまたま強風が吹いて、不可抗力によってという部分もありますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っておりますが、村民の車であります。職員の車ではございません。

本当に税金で賄っておる公用車でございますので、今後もより一層、職員には厳しく指導をしまいたい、また周知徹底をしまいたい。

村民の財産でございますので、そのつもりで今後も取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今、村長の答弁がございました。

それで、まあ、私に言わせれば、風が強いときドア開けて、風にあおられてぶっついたと。不可抗力なんてもんじゃない、予見する義務があると思うんだ。風が強いとき開ければどういうことになるか。

そういったこともよくして、あとは罰則ということ、これは設けられないのかい、村長。

例えば、何回も何回も議会から出ているわけですよ、気をつけろと。

幾ら口で言っても、出てくれば、もうしようがない。

例えば罰則、自分の地位を降格するとか、そういったことも盛り込むというようなことは、考えていることはないんですか。

村長、一言。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村民の車であります。税金で賄っておる財産であります。

地方公務員も法律に従う義務、また職務を精励する義務がありますので、故意・過失で、故意、わざわざぶつける者はいないと私も思って、それは信じております。

しかしながら、過失、あるいは重過失、あるいは不可抗力であり得ることもあり得るのかなど思っていますが、過失でも、今、黒岩議員のおっしゃるとおり、単純なる過失と重過失というのもまた違う部分もありますけれども、故意・過失の中で過失、重過失等もいろいろあると思いますが、それなりに、今、本当に注意を怠ってやった場合には、訓告なり処分内規がありますので、それに従って処分は、今までもしてきておりますが、今後もしてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 黒岩議員。

○8番（黒岩忠雄君） 村長、できれば、私はもう、同じような事由というか事件というか、そういうことは、そのたびに余り聞きたくはないんですよ。

やはり、反省しているということ、そういったことがなくなるということが反省だと思うので、ぜひ、例えば、私が先ほど言いましたよね。予見義務、予測義務というのは交通事故にも何でもみんなついてあるものなんですよ。

ある程度予測をしなければ、だめなんだね。何かあって、これは不可抗力だと、そういうものではなくて、予測をして、できるだけ事故を回避する、そういったことは大事だと思うので、ぜひ、そういったことも真摯に取り組んで、村長、お願いいたします。

来年度はこういうことは出てこないように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 答弁よろしいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第7号 専決処分の報告について（自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第9、報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第8号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年度議決）第1号に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課課長代理。

[総合政策課課長代理 熊川明弘君登壇]

○総合政策課課長代理（熊川明弘君） 報告第8号 工事請負契約の変更につきまして専決処分をいたしましたので、裏面の専決処分書につきましてご報告させていただきます。

婦恋浅間寮増築工事におきます、契約相手方、有限会社大塚建設におきます契約変更額、変更前金額が5,733万7,200円、変更後金額5,829万8,400円、差し引き増額96万1,200円であります。

主な変更理由といたしましては、電気設備のキュービクルの移設、それと高校より要望がありまして設置しました屋外照明及び給湯室シンク水栓の追加設置でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、説明によって、高校のほうとの話し合いもしてということで、キュービクルとか屋外何とかとか、いろいろ足したことという説明がありましたけれども、こういうの、こう、私は設計はやはり、利用する方たちとの話し合いとか、そういうのを十分やって設計に生かして、ちゃんとやっていくのが工事の基準じゃないかなと思いますけれども、その辺、高校とのお話し合い、最初の浅間寮もあったわけだから、それをやってみて、不都合な点とか、そういう話し合いは十分にされていたのかというのが、ちょっと疑問に思ったわけですが、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課課長代理。

〔総合政策課課長代理 熊川明弘君登壇〕

○総合政策課課長代理（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

高校側とは、再三にわたるこちらとの協議をさせていただきました。

また、この給湯室のシンク水栓につきましては、旧既設の、既存の施設のほうにはついておりませんでして、その点につきましては不都合が生じるということで、今回新しく増築した部分につきましては、シンク水栓等の追加工事を行ったものでございます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、追加変更の中でキュービクルが移設があったと。

もちろん、計画するときは下図面を描いてあるときに、キュービクルが当たるか当たらないというのは、それは当然出てきますよね。

それ、何で追加工事が出たのか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 総合政策課課長代理。

〔総合政策課課長代理 熊川明弘君登壇〕

○総合政策課課長代理（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初計画におきましては、キュービクルの移設は予定しておりませんでした。

建築面積につきましても、その点協議をさせていただいたところではありますが、建設に係る施設について、当初の規模とは少し、設置する場所がちょっと、キュービクルのほうに少しひっかかってしまうということがありまして、その点で、当初になかった移設工事について増額を余儀なくされたという経緯でございます。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 今の説明で、あれでしょうかね、幾らか変わったから、じゃ、位置が全く変わったというわけでもないですし、大きさはそのままなわけですよね。

なぜ、一番最初の基本ですよね。図面を描いたときに、そこにあるものがぶつかるかぶつからないというのは、一番最初の計画で出ることなので、それが、建物が膨れれば、それはそうなんでしょうけれども、実際にはそんなに、面積的にはふえたんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課課長代理。

〔総合政策課課長代理 熊川明弘君登壇〕

○総合政策課課長代理（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

申しわけございません。当初の建設面積が、玄関と旧既存の寮等を、今度新しく新築、増築しました寮の間に通路を設置するという形で、行き来できるような形に設置しました。

その辺の設置の面積について、当初と多少変更が出まして、キュービクル側に少し建築の屋体が寄ってしまったということでございます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、同意第2号 孺恋村監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本案で提案させていただきます宮崎判次様は、平成23年6月14日より監査委員として2期8年間お願いをしておりました。

その間、監査委員として、本村における財務事務の監査にご尽力賜り、今後においても財

務事情に精通していることから、本委員に適切な方と考えられることから、宮崎判次様に引き続きお願いし、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第26号 孺恋村功労者待遇についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

本案において提案いたします黒岩鹿二郎様は、孺恋村議会議員6期24年、平成19年5月からは議長として尽力されました。

滝沢俣明様は、議会議員3期12年、平成29年5月からは議長として尽力され、お二方も地方自治に長きにわたりまして大変功績のあるお二方でございます。

したがって、孺恋村功労者待遇条例第2条に該当されますので、感謝状を賜り、功績をたたえようとするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第26号 孺恋村功労者待遇については可決されました。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。本日提出されました日程第12、議案第27号から日程第18、議案第33号までの各議案につきまして本日提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は最終日14日に行うこととし、再開日まで議案調整にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査いたします。

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第12から日程第15までは、いずれも令和元

年度各会計補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第12から日程第15までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第27号～議案第30号の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第12から日程第15までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ2,074万2,000円を追加し、歳入歳出総額67億8,974万2,000円とするものです。

内容としましては、過疎地域等自立活性化推進事業の国庫補助の決定による事業費の増加及び鎌原観音堂周辺整備事業の工事費及び備品購入費が主なものとなります。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案理由とさせていただきます。

なお、補正予算詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

あわせまして、議案第28号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

まず、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、総額を15億7,034万9,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第27号から議案第30号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第27号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）について、総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第27号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,074万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,974万2,000円といたします。

内訳につきまして、まず6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入でございますが、まず第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目総務費国庫補助金、補正額964万円で、内訳につきましては説明欄でございますが、過疎地域等自立活性化推進交付金になります。

続いて、第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額は1,025万2,000円です。

次に、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、説明欄でございますが、移住・定住・交流推進支援事業補助金になります。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、補正額888万円で、内訳につきましては説明欄を見ていただきたいと思いますと思いますが、まず過疎山村振興地域振興事業で85万円、地方創生単独事業でマイナス161万円、過疎地域等自立活性化推進事業で964万円の補正額となっております。

次に、第3款民生費、それと8ページになりますが、第4款衛生費につきましては、各特別会計への繰出金となっております。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第7目実習館整備費、補正額1,154万6,000円、こちらにつきましては、鎌原観音堂周辺整備事業費となっております。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第28号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第28号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,034万9,000円とするものでございます。

ページ5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですけれども、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金32万4,000円補正としまして、10億675万7,000円とするものでございます。

特別調整金をもとにしまして、次のページをごらんいただきたいと思います。

6ページですけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費32万4,000円の補正としまして、846万7,000円とするものでございます。

これにつきましては、制度改正によるシステム改修の委託料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 議案第29号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第29号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,305万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず6ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で21万6,000円を補正するものでございます。

説明のほうにありますとおり、国庫支出金の返還金とさせていただいております。

これは、30年度のシステム改修の交付金を受入額が多かったため、その費用を返還するというものでございます。これにつきましては、5ページにありますとおり、一般会計からの事務費繰入金をもとにしております。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第30号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第30号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別

会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,436万4,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、歳出額を一般会計繰入金にて補填させていただきます。

6ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費10万円の増額ですが、簡易水道整備事業の第22節立木、物件補償費10万円の増額となります。

万座簡易水道第1ポンプ井更新工事におきまして、作業道の支障木の補償費を予定したものでございます。

よろしく願いいたします。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第31号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号の提案理由を説明させていただきます。

低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡大に関する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、保険料額等の改正が必要となったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につき、担当課長より説明をさせます。

よろしく願いします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第32号 嬭恋村税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等の公布に伴い、嬭恋村税条例との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第19、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願陳情文書表のとおりであります。会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により13日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから13日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、全員協議会を11時15分から開会いたします。

よろしく願いいたします。

散会 午前11時03分

令和元年第5回定例村議会

(第2号)

令和元年第5回孺恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年6月14日(金)午前9時59分開議

- 日程第1 報告第9号 専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償事故に係る
和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第2 同意第3号 孺恋村副村長の選任同意について
- 日程第3 同意第4号 孺恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第4 議案第27号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第28号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第29号 令和元年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第30号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第31号 孺恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第32号 孺恋村税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第35号 物品購入について(除雪機)
- 日程第13 議案第36号 孺恋村食事処「水車」の設置及び管理運営に関する条例の制定に
ついて
- 日程第14 請願書、陳情書等の審査報告について
- 日程第15 一般質問
- 日程第16 閉会中の継続審査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程16まで議事日程と同じ

追加日程第1 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	松本源君	総合政策課長	加藤康治君
税務課長	宮崎貴君	住民福祉課長	土屋和久君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	横沢貴博君
観光商工課長	佐藤幸光君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 事務局長代理	目黒康子君	会計管理者	熊川さち子君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回孺恋村議会定例会を再開いたします。

孺恋高校の皆さん、本日は傍聴ご苦労さまです。

本日は、孺恋高校の生徒さん44名が議会を傍聴されます。傍聴される生徒さんの入れかえのため、会議途中で休憩しますので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第1、報告第9号 専決処分の報告について（自動車事故による和解及び損害賠償の決定）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孺恋高校の生徒の皆さん、傍聴ご苦労さまでございます。

報告第9号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）についてでございますが、それに基づきまして、専決処分をいたしました。それにつきまして、報告するものでございます。

担当より説明させますので、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、詳細を説明させていただきます。

2枚目を見ていただきたいと思います。

その中の2の専決処分の内容についてでございますが、平成30年10月7日14時ごろ、国道146号軽井沢町万山望展望台近くで走行車線を走行中、右カーブを曲がる際、登坂車線を走行中の埼玉県さいたま市在住者の車と接触し、損害を与えました。本件による事故相手損害額は15万6,000円で、村は損害額の全額を村の加入する損害保険会社より相手に支払うことで、令和元年6月5日に和解とされました。

なお、この過失割合でございますが、80対20でございますので、つけ加え、報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） ただいまの総務課長の説明で言いますが、8対2ということで、あとの2割はじゃ本人持ちということでございますね、この金額はね。そういうことじゃないですか。

それともう一つ、この登坂車線の走行車線を走行中、右カーブを曲がる際、登坂車線にいた、走行していた車と接触をしたと。どういう状況で接触したのか。その辺をもっとわかりやすく説明してください。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 黒岩忠雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、過失割合の80対20の内訳でございますが、これは村側が80、相手側が20ということの割合になっております。

それと、事故の内容でございますが、議員がおっしゃるとおりでございます。登坂車線を走行中の車に対して、走行車線を走行中のところを右カーブを曲がる場所で相手、登坂車線の車と接触をしたということになります。どちらがどっちということは、この80対20というような割合の関係になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今、話を聞いているんだけど、相手が登坂車線を走っていて、それで右カーブということはこういうカーブですよ。何で接触するのか。相手の登坂車線を走っている車のけつへでもついたので、この事故起こされた方は。そうでなければ、右カーブをして接触するということがあり得ないと思うんだけど、その辺をもう1回ちょっと詳しく説明してください。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 黒岩忠雄議員の再質問にお答えさせていただきます。

右カーブがかなり急なカーブでございます。登坂車線を走られていた車も内側に寄ってきたと。走行中、走行車線を走ってきた職員も少し膨らんでしまったということで接触が生じたということ聞いております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今の説明でいくと、登坂車線を走っていた方がセンターライン寄りにハンドルを切って車が寄ったと、そういう解釈でよろしいんですか、これ。それで、走行車線を走っていた方が、カーブを曲がる際に接触をしたということなんですけれども、それにしても、やはり事故というものはいつ起きかわからないので、安全運転義務といういろいろあると思います。誰が前を飛び出してきても、よけられるとか、とめられるとかという運転をするということは当然運転者の義務だと私は思います。この事故も相手が走行車線に入ってきたということで2割過失をとられたと思いますけれども、他県にまで行って事故を起こして、こういうことでまた専決処分と。

私はこの間も厳しく村長に言いましたよね。こういうことのないように、村長ひとつ事故というものは、やはり冷静になって落ち着いて、しっかり運転していかないとこういう過失が出てくるんですよ。だから、こういうことがあって、そのたびに専決処分で済ませるといってもいかならないと思います。村長、ぜひ事故は誰も好きで起こす人はいないけれども、やはり教育をよくしっかりとさせていただいて、できるだけ回避できるようにお願いをいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 相手に15万6,000円の損害ということでしたけれども、こちらの役場

側の車のほうは全然大丈夫だったのかというのが1点と、それからけがのことは触れてないからお互いにけがはなかったのかというのを確認させていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

村側の公用車の損害についても、やはりございます。それと、けがの状況なんですけど、運転手お互いけがはございませんでした。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第9号 専決処分の報告について（自動車事故による和解及び損害賠償額の決定）を終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、同意第3号 孺恋村副村長の選任同意についてを議題といたします。

総合政策課長の退場を許可します。

〔総合政策課長 加藤康治君退席〕

○議長（松本 幸君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第3号 孺恋村副村長の選任同意につきまして提案理由を説明させていただきます。

本案につきましては、平成29年3月31日に前副村長の任期満了後、現在に至るまで2年強不在となっているところでございます。副村長においては、村の行政事務を監督する特別職と位置づけられており、本村においても行政運営に必要であるものと常に認識をしておりました。

そこで、今回提案する加藤氏については、婦恋村役場職員として昭和59年4月から勤務し、平成25年度から観光商工課長、平成30年度からは総合政策課長と村行政において多大な貢献をされてきておられる方でございます。こうした実績を踏まえ、本村副村長として適任であると考えていることから、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の村長から説明がありました加藤さんは、総合政策課長に就任して2年目になるわけですが、これまで余り進まなかった補助金の申請など県との相談で一生懸命取り組んできたことは私も認めております。そして、これから鎌原観音堂周辺整備を本当にきちんとやろうとしている重要な時期であるにもかかわらず、村長はこの加藤課長を今回、副村長に命じるということは、今後の鎌原周辺整備の事業をどう責任を持って進めるのか、その辺を任命する者として今後の周辺整備の進め方をここできちんと確認しておきたいと思います。それだけ答えていただければと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本件は人事案件でございますが、伊藤議員からのご質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

鎌原観音堂周辺整備につきましては、婦恋村の現実における最重要課題の一つであります。私も、そして教育長も、そして今回お願いをしております加藤も総合政策課長ということで、今回の村創生交付金等についても加藤を先頭に対応してまいったところでございます。よく理解をしておると思っておりますので、村長及び加藤副村長とともども、しっかりと取り組んでまいりたい、この決意でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長からしっかり取り組みたいという言葉がありました。それは先日、村長も言いましたけれども、これまでに土地買収とか含めて2億2,000万円以上も使っている場所なので、これは本当に当然しっかりとやっていくべきですし、特にこれまでの状況では、課長がかわったりすると、ちょっときちんと引き継ぎがなかったりとかいろいろしているのです、その辺も含めて、しっかりと村長に取り組むことをあえて要望しておきたいと

思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

総合政策課長の入場をお願いします。

〔総合政策課長 加藤康治君復席〕

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、同意第4号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第4号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本案で提案させていただきます北川拓夫様は、昭和25年より司法書士事務所を開業されて以来、現在に至っております。経験豊富であり、法律における知識も豊富であり、昨年、平成30年度には三原区長としてもご尽力を賜りました。このことから、本委員に適切な方と考えておりますので、北川拓夫様にお願いをし、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めらるものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、住所につきましては婦恋村大字鎌原、氏名、北川拓夫、年齢67歳、任期、令和元年7月21日より令和4年7月20日まででございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第27号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより
本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第28号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第29号 令和元年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第30号 令和元年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第31号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先日の説明におきますと、消費税10%のことも触れられていましたけれども、その辺の説明をもう一度、確認の意味で説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

この条例の一部の改正につきましては、この10月に行われる消費税の改正に伴うものでございまして、以前から予定をされていたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の課長の説明がありましたけれども、私は消費税そのものが本当に高齢者にとっても負担になっているということで、それを充てて低所得者対策をするということですが、村内を回ってみますと、やはり消費税のこと、そして介護保険料が年々上がっているって、その中でもまた利用するときには、なかなか利用できないような仕組みになってきているということでは、これを高齢者の負担をまた多くするという介護保険制度そのものに対する問題点も含めて、私はこれは賛成しかねますので、反対といたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、議案第32号 婦恋村税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守君の退場を求めます。

〔10番 大久保 守君退席〕

○議長（松本 幸君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第34号 工事請負契約の締結についての提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例

第12号) 第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につき、担当より説明をさせます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第34号についてご説明をさせていただきます。

工事名ですけれども、平成31年度村道大前細原線（大前橋）上部工工事、契約金額ですけれども、2億2,284万9,000円、工事場所ですけれども、孺恋村大字大前地内、契約相手ですけれども、極東興和・大久保産業大前橋上部工特定建設工事共同企業体でございます。

裏面に入札経緯がつけてありますので、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

大久保守君の入場をお願いします。

〔10番 大久保 守君復席〕

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、議案第35号 物品購入について（除雪機）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第35号 物品購入について（除雪機）の件でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第35号について説明をさせていただきます。

取得する動産ですけれども、3トン級凍結防止剤散布車1台、契約金額ですけれども、1,455万8,390円、契約相手ですけれども、日の丸ディーゼル株式会社でございます。

入札の経緯が裏面にありますので、ご参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第36号 婦恋村食事処「水車」の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第36号 婦恋村食事処「水車」の設置及び管理運営に関する条例の制定について提案理由を説明させていただきます。

婦恋村食事処「水車」の管理運営に伴い、当施設の設置及び管理運営に関する条例を制定するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により本案を提出するものでございます。

担当より説明をさせますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

過日の委員会でもご説明させていただいたとおりであります。水車の今、改修工事が終了に伴いまして、運営に向けましてその設置及び管理に関する条例を定めたいというような趣旨でございまして、内容といたしましては、目的ですとか設置の場所、名称、それから運営と管理、業務内容、営業時間等々定めさせていただくものでございます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長と課長からの説明で、この施設は地方自治法の244条の2の第1項の規定に基づきということは、これは公の施設になるわけですが、そうしますと、先日の全員協議会での説明で、夏の営業にも間に合わせたいということになりますけれども、この公の施設の指定管理の条例によると、公募をするのが原則で、インターネットとか広報で公募をかけるというようなのが条例のほうにうたわれています。そういう点で本当にさまざまな手続を踏んで、きちんと間に合うのかどうか、ちょっと不安になったわけです。

けれども、その辺の説明をお願いしたいのと、それから2条に周辺の活性化及び来訪者との交流、地元住民の就業機会の増大、これが鎌原周辺整備の大きな目的にもなっているわけですが、そうすると、先ほど言ったように公募の範囲を広報とインターネットというふうに原則にのっとりやると、かなり地元住民の就業機会というのが限られるように心配になったわけですが、その辺の公募の方法とか、どのように考えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、公募というのはもう既にご承知のとおり行わせていただいているものであります。

2点目のその就業機会云々のことですが、それは事業者の方が定まりましたら、その方が周辺の方々に声をかけるとか、そういう意味で就業機会がふえるのではないかと、うふうなことで書かせていただいたものであります。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 公募は既に行っていると言うと、その公募の条件とか、どんなふうか、私が認識しなかったのかなと思うんですが、ネットとか広報とかに載せて、例えば賃貸料とか、そういうものをきちんとうたって公募をしていたということになるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 昨年度からも何回か議会のほうでも、そういうお話はされていると思いますが、ネットのほうで公募させていただいております。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 昨年かやっていると言うと、プロポーザルでやっていたものという意味なんでしょうか。それはたしか2,500万円の補修費をきちんと村が持ってという内容でやっていたわけですが、プロポーザルで。それとはまた違った募集だったんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 2,500万円のこととはちょっと違うと思いますが、事業者の募集ということで、かねてよりやらさせていただいたと思いますが。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） ちょっと今の公募の件では後でまた説明を聞きに伺いたいと思うんですけども、この水車はやはり村の観光客にとって、村民にとっても大事な場所となるように私は進めていただきたいと思うので賛成としますけれども、やはりその目的に沿って、きちんとやり、集客、それから地元住民の就業機会、それからここが観光客にとって、よりよい場所となるように進めていきたいということで、身をもってきちんと施策を進めていただきたいというのを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第14、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書等を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終

了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は6月10日に委員会を開催し、請願書、陳情書等の審査と各課からの報告を受けました。委員会には委員6名、議長、副議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会をいたしました。

初めに、全国過疎地域自立促進連盟群馬県支部長から提出のあった要望第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について審査をいたしました。要望の趣旨は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されるよう新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採択し、政府機関、関係機関に提出を求めるものであります。

委員会の各委員からは、嬭恋村は依然として人口減少がとまらないし、今後も過疎対策を持続して実施していく必要があるとのことで、全会一致で意見書の提出をしていくことで採択と決しました。

そのほか、各課から報告事項がありました。

上下水道課から、下水道の加入件数と料金の推移及び上水道の有収率と料金収入について、また観光商工課からは雪山賛歌の碑移転設計画や細原こん丸山の公園計画など今後の観光関係事業案について、それぞれ報告がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 要望第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。ただいま産業建設常任委員長から発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 追加日程第1、発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、提案理由の説明をいたします。

本委員会に付託された要望第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の採択について審査した結果、採択と決したため、地方自治法第99条の規定により関係機関へ意見書を提

出するものであります。

次のページをごらんください。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の概要説明をいたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法が制定され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的な機能を維持していくためには、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であることから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第9条の規定により意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は提案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第15、一般質問を行います。

土屋幸雄君ほか5名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

[6番 土屋幸雄君登壇]

○6番（土屋幸雄君） 大変傍聴ご苦労さまでございます。

議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に文化財の保存と活用について質問をいたします。

文化財はつくろうと思っても、すぐにできるものではありません。長年の歴史の中で培われてきたものであり、祖先から我々が伝承し、後世に引き継いでいかなければならない大切なものであると思います。

幸い本村には歴史もあり、建造物や史跡、古民具、伝統行事、芸能などもあり、文化財に恵まれた環境にあると感じております。

しかし、現在、幸福な者は幸福になれきっていて、幸福であることすら自覚していないように、本村の恵まれているこれらの環境を自覚していない方が多いのではないのでしょうか。由緒ある建造物や史跡があるのが当然だといった感覚なのかもしれません。そのため、長く後世に残さなければならぬといった意識に欠けているのではないかとといったことが心配されているところでございます。

加えて、村の文化財に対する取り組み方が何か消極的に見えます。もっと文化財を活用し

て国内外の観光客に対し、歴史や文化の魅力を発信し、婦恋村を身近に体験してもらうことが必要であります。こうしたことは、地域の活性化に貢献するチャンスになると感じます。

そこで、文化財の保存と活用について何点か質問をいたします。

まず1点目ですが、現在、鎌原観音堂周辺の整備計画が進められております。そこで、天明3年の火山災害の遺跡の中で、既に発掘調査が済んでいる例えば観音堂前の階段を掘り出し、ガラス張りの天井にして上から見えるようにすることも必要だと感じております。

しかし、教育委員会の今までの取り組み方は、文化財を生かした整備計画の方向に進んでいないのではないかと私は疑問を感じております。文化財を保護することも必要ですが、文化財を活用することについても、ぜひ教育委員会のやる気を見せていただきたいと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

次に、2点目として、婦恋郷土資料館の展示品について伺います。

郷土資料館は昭和58年に開館以来、浅間山大噴火に起因する大規模な土石流により埋没した鎌原村の資料や絵図、発掘した民家の出土品などを中心に展示されています。しかし、今日まで当時からの展示品の入れかえがなかったため、マンネリ化していると感じております。展示品も、ある程度の周期ごとに入れかえやリニューアルをしていかないと、1度来館された人はリピーターとして2度3度とは来館しません。そこで、企画展とあわせて魅力ある展示品の充実が必要だと考えますが、今後、資料館の活性化や誘客体制とあわせて、どのような取り組みをしていくのかお考えをお聞かせください。

3点目は、登録された文化財ではありませんが、関連して質問をいたします。地域の伝統芸能等についての取り組みについて質問をいたします。

現在、村の各地区には獅子舞や筒粥の神事、あるいは鎌原観音堂で春の彼岸に行われる「みご団子」づくりなど、伝承されて現在まで続けられている伝統行事等もあります。しかし、こういった行事は、地域の人々が介在しているという特徴があります。そのため、地域文化の伝承の糸は、一度切れてしまうとその後、修復や復活は不可能になってしまいます。

そこで、地区の保存会や区民の理解と協力を得て継続ができるようにすることが必要であります。それだけに金銭面も含め、村も支援できる体制づくりが必要であると思いますが、いかがお考えなのか、ご意見をお聞かせください。

また、現在、旧東小学校に故黒岩憲司先生が長年かけて収集された衣食住を中心とした生活用具や農耕や養蚕などの貴重な生産用具や資料等が分野別に分かれて保管されております。さらに、旧役場や旧西小学校にも村内から集められた農機具等があったと聞いております。

こうした貴重な古い用具や資料等は、分散されて保管されると所在がわからなくなります。2点目の質問のように郷土資料館を増設し、展示スペースを確保したり、新たに民俗資料館を建設し、保存とともに展示することが重要だと思いますが、あわせてお考えをお聞かせください。

最後、4点目として、文化財のPRについてのお考えをお伺いします。

村内の文化財については、多くの村民はその存在を余り知らないのではないかと感じています。また、知っていても、その由来にまでは詳しくないといったこともあるかもしれません。そうしたことから、文化財の写真、解説などを掲載したマップなどを作成し、活用できるようにしたり、孺恋村を訪れた人たちにパンフレットを配布したりして、いろいろな面での村の文化財を紹介したり、理解してもらってはと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、4点について教育長の明快な答弁をお願いいたします。

次に、生徒の通学・下校の安全対策は万全なのかを質問いたします。

5月28日の午前7時40分ごろに、川崎市でスクールバスに乗るために待っていた6歳から12歳の児童が包丁を持った男に次々と無差別に襲われて20名の方が刺され、重傷を負い、2人が死亡するという無差別殺人事件が起きました。まことに痛ましい限りであります。心より亡くなられた方お二人のご冥福と負傷された皆さんの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

また、バスを待つ児童に付き添っていた保護者の男性も犠牲者となりました。大人の見守りについても限界があるという現実が突きつけられたような気がいたしました。この事件は、村外での出来事では済まされない問題だと思います。

また、最近においても、保育園の園児が散歩中に交差点で信号待ちをしていた列に車が飛び込んで園児が死亡するという事故もありました。孺恋村においても、少子化により幼小中学校の統廃合がなされて通学距離が延びたため、幼少中のそれぞれの幼稚園や学校までスクールバスの運用がされています。一部の地域を除き、スクールバスでの通学は当たり前となっております。改めてこの事件を受けて、スクールバスでの通学の安全神話が崩れてしまいました。通学に当たり、スクールバスの停留所は各地区に数多くあります。徒歩通学をしている地区も含めて、改めて通学路での安全対策はどのようなことになっているのかを疑問を感じました。

そこで、次の3点に村長もしくは教育長の考え方をお伺いいたします。

まず1点目は、大勢の子供たちが利用しているスクールバスの停留所は、まさに学校の一

部でもあります。そこでの安全対策はどうなっているのか。また、緊急時を想定した対応策や取り組みが検討されているのかを伺います。

次に、2点目として、スクールバス並びに徒歩通学も含めた登下校の防犯プランや対策はどのようになっているのかお伺いします。

最後に、3点目は、子供たちに対してふだんから、不審な人を見かけたら走って逃げる、あるいは大声を上げて助けを求めるといった体験を学校で学習させているのかをお伺いします。

児童生徒の登下校の安全確保は最も最優先されるべきものであります。ご父兄の皆さんも安心していただけるような答弁をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋幸雄君のご質問にお答えいたします。

文化財の保存と活用について。文化財は本村の歴史上、また村内各地域の伝統継承の上でも重要であり、村民はその文化財の価値や歴史等を十分に理解し、後世に残していく必要があると考えます。そのためには、幸雄議員のおっしゃっているとおり、文化財に対する村民の意識を高めるとともに、その適切な活用が必要と考えます。

ご質問の1、文化財を活用することについてですが、これまでも文化財の調査・保護を推進してきています。現在は昨年度から4年間の期間をもって進めている国指定の特別天然記念物浅間山溶岩樹型の調査と保存、そしてその活用計画の策定に入っています。

また、本年度から開始しました天狗の麦飯調査事業、鎌原の郷蔵修繕事業等にも着手したところであります。もちろん観音堂前の階段の見える化、いわゆるガラス張りについては、これについても委員会でもお話したとおり、前向きに捉え、進めていきたいと思っています。

ただ、ご存じのとおり、包蔵地域内における文化財については、専門職員の所属による調査活用計画が必須であり、人手も時間もかかります。これまでも専門職員の人材確保、配置について進めてきているところですが、今後についても順次、適切な手順を踏んで一つ一つ粛々と進めていきたいと考えます。

次に、資料館の活性化や誘客の対策についてですが、展示物のマンネリ化との意見も耳にしていることから、展示物の入れかえを念頭に置き、昨年度より収蔵庫に納められている収蔵物のデータ化を進めてまいりました。そして、展示物入れかえの視点から確認したところ、

現在の展示内容とほぼ同じ種類のものとなっています。

よって、近年では中居屋重兵衛関係の展示、そして、鎌原城道路発掘での出土品等を展示に加え、その魅力の拡大に努めているところです。

また、平成26年度からは計画的な企画展を実施してきています。今後もジオパーク等との関係・関連を図った活性化及び誘客に努めていきたいと考えます。

次、地域の伝統芸能等の保存と継承における対策ということではありますが、現在は明確な補助金は特には出ていません。ただ、修理・修繕といったところについては、区との相談によって多少の補助的な対応はさせていただいているところですが、今後はジオパーク等との関連を含め、必要に応じては区と相談をさせていただき、予算、補助金対象等との関連及び他の課との連携したその適切な対応を考えていきたいと考えます。

また、新たな民俗資料館の建設についてですが、古民具や貴重な資料等の保存については、適切な保存場所、方法が必要と考えます。ただ、新たな民俗資料館や郷土資料館の増設については、鎌原観音堂周辺整備計画との関連も含め、その方向性、そして必要性に基づき、展示や活用等を含め慎重に検討していくべきと考えます。

次、文化財のPRについてですが、幸雄議員と同様の考えを私も持っています。文化財PRの現状をお話ししますが、PR用の冊子として「孀恋村の自然と文化」及び「孀恋村の文化財」、この中には実は孀恋村の文化財マップというのにも入っているんですが、これらを作成しています。「孀恋村の自然と文化」については、平成26年度から孀恋中学校の新入生全ての生徒に贈呈してきています。ちなみに、平成31年度までの6年間には延べ639名の生徒に配布し、その活用を図ってきたところです。

また、資料館におけるこれらの販売を初めホームページでは文化財一覧表や溶岩樹型、レンゲツツジ、高山蝶などの各保護活動及び見学会等を広く広報しているところです。今後とも広報活動に努め、広く周知していきたいと考えます。

続きまして、2つ目の生徒の通学下校の安全対策についてです。

このたび、川崎市において登校途中の小学生らを次々に刃物で切りつけ、命を奪う極めて凶悪な事件が発生しました。

幸雄議員のご質問についてですが、バス停の停留所等についてはの対応は、昨年度に登下校防犯プランに基づき、各学校から報告が上がってきた危険箇所を長野原警察署、総務課、建設課、教育委員会、学校の職員で回り、確認したところであります。主に1人だけの乗降箇所を中心に確認を行い、通学路も含め2カ所に今年度防犯カメラを設置いたします。1カ

所は、東部小学校から新三原大橋の下を通るところであります。2つ目は、大前駅から国道に向かう階段のところに設置を予定しています。そのほかの場所については設置についての課題等もありますので、今後、検討を重ねていきたいというふうに考えています。

防犯対策としては、保護者や近所の方の見守りをお願いし、また秋以降については日の落ちるのも早いことから、4時半までに下校するよう学校には指導をしているところでありませ

す。また、緊急時の対応といたしましては、新入学児童に笛の配布が行われていますので、その活用や逃げるなどの対応を学校の安全指導の中で指導をしていくようになっております。

登下校についての安全確保についても、教職員はもちろん児童生徒、保護者の意識をより高めるとともに、通学路の安全点検や安全指導及びPTAや警察等の諸関係団体、地域との一層の連携を図るなど、その対策に努めるよう各学校の安全教育の充実に努めてまいります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 最初に、文化財の活用ということで質問をさせていただきます。

鎌原観音堂の周辺整備計画は総合政策課が中心となって今まで何年かいろいろな案を示してまいりました。現在は農林課がいろいろなことを1つ2つと前進、一歩二歩進んでいるかと思うんですけども、鎌原観音堂のこの位置からしますと、この史跡を充実していくという最初の当初の観点からいきますと、教育委員会が一番先いろいろなことを案を出し、作戦を練って、今、教育長が答弁しましたけれども、これから資料を調べていたら、何年か前からずっと観音堂の史跡、災害の遺跡をどうするかということを書いていたわけです。教育委員会はこういうことに対して、今までは本当に調査員がいないとか、そういうことで済ませてきました。だけれども、これはもっと本当に現実的な問題で、教育の災害、命の教育の場所なんだね、本当に孺恋村の災害の。教育委員会がいろいろなことを積極的にしていかないから、例えば延命寺だとか十日の窪、いろいろな史跡がある。そういうところをやっぱり回廊でつなぐとか全体像を示せないのは、教育委員会が後で回っていて全然示せないからこういう総合的な絵が描けないのかなと私は思っております。

どうしてこの史跡を生かすということをもっと前から進めて、県の教育委員会とかそういうところに、どうしたら孺恋村は今、開発計画をしているんですけども、史跡をどうしたらこういうことを有効活用できるかということも示して議会にも示していただいております。

ん。そういうことが一番重要なことだと思いますね。史跡を生かして、今、観音堂が一番優先事項で進めている時期に、これから進めて調査をしていくなんていうことになるのと、また何年先になるか、全然いつ完成するのかわからないと思うんですけども、スピードピッチを上げて、本当に教育委員会のやる気があるのかどうか、その辺の答えをちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

おっしゃるように、なかなか進まないというようなこと、これまでも前々、あるいは前教育長からも引き継ぎを受けています。もちろん意欲がないとかということではないわけですが、この文化財については、やはり当たっていくと、いろいろやっぱり障害というか、なかなか決まりというか、そういう中で進めなくちゃならないということから、前に進まないというのが議員おっしゃるとおり現状であります。

前々から天明3年の浅間焼け遺跡、これについて、その包蔵地ということで前々からあの階段の見える化、要するにガラス張りを提案をいただいて、それを中心にその他の文化財も含め進めていくということで歩んできているわけですが、おっしゃるとおり、人云々の話になりますと、そこから進めないというのが現実であります。

実は、これまでに県の文化財保護課、埋蔵文化財係長の桜井氏との、やり取りの中で、この見える化については、実はどのような形で進めたらいいかということの相談をさせていただいています。実際には先ほどもお話したように、階段については包蔵地内ということなので、その文化財の調査、活用、そして届けはもちろん必要であります。構想、まずそのところで県のほうの回答としては、包蔵地内なのでというようなことなんですけど、その中で、やはりガラス張りの露出展示については、最近いろいろな文化財などで実施されているということ、そして階段についてはいかながなものかという話の中では、劣化しにくい素材のため、露出展示自体については大変向いているほうであるというふうなことも聞いています。

そういったことで、ぜひそれを進めていくためにはというような話の中では、やはりその申請に当たっては専門委員会の設置ということになりますと、やはり埋蔵文化、その専門委員云々という話になってしまうんですが、ここが突破できないと、なかなか前に進めないというのがこれまで現状でありました。

いずれにいたしましても、ジオパーク等の関連も含め、そして議員がおっしゃったように、

やはり教育委員会がある意味、こういった文化財等については前向きにというふうなこと、もちろんだと思います。そのつもりで今後も進めていきたいというふうに思っていますが、障害はまだたくさんあるということをし述べておきたいと思います。

しかしながら、ぜひ前に進めたいということで、いろいろ県の文化財保護課のほうにも、これからまたいろいろ接点を持っていきたいと思うんですが、先週の実は6月7日に群馬県の文化財保護課、文化財活用係のコジマ氏という方にお会いすることができまして、そこでのお話もさせていただいた中で、それは本当にこれから文化財保護法等も変わった中で、活用という部分について、これからやはり大きな進めていくいいチャンスになるだろうというふうな話を伺っていますので、相談に協力に乗っていただけるというような話もいただきましたので、組織というか、体制を整えて改めて前向きに考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 今、教育長が前向きに進めていきたいということで、私もそれをぜひとも期待しております。

また、先ほど東小にある憲司先生が残したいろいろな農具とか、そういうのもあわせて、やっぱり観音堂の整備計画の中に資料館等も含めて歴史民俗的な総合的なそういう施設が本当にそこにもしできる可能であれば、火山災害とか文化財とか、そういうのを一度で勉強できる本当に一大拠点と教育の拠点にもなると思うんですけれども、その辺のことをやっぱりこれ今がチャンスだね、今、観音堂整備計画をしているんだから。話をどんどん進めていただいで、ぜひともしていただきたいと思います。

それともう一つ、3月の議会で私は鎌原の村を日本のポンペイ鎌原村を日本遺産の指定に申請をしろという一般質問をいたしました。教育委員会のほうでも、いろいろちょっと動いているかと思うんですけれども、これもまたジオパークとか、いろいろなことも含め、鎌原村全体が日本遺産に指定されれば、また観光客の面も違ってくる。こういうこともやっぱり相合わせて、できることはいろいろなことを観光であわせてやっていかなければ、本当にこの鎌原観音堂の整備計画は成功しないかと思います。ただ、建物をつくって直売所をつくるだけじゃ、その一つ上の付加価値をつけた史跡のある文化の殿堂となるようなそういうことを私は期待しております。

それと、あと文化財ですけれども、鎌原は鎌原城も昔からいろいろいわれがありまして、

同じなんですけれども、鎌原城の主が鎌原観音堂をつくったという歴史もございますので、そういう真田とのつながり等もいろいろ突き詰めていけば、一大の観光地に私はなっていくんじゃないかと思うんです。

私も今、鎌原のいろいろなことを調べて、昔の言い伝えとか、そういうことを今私メモして、後世に伝えられるように昔の言い伝えを今整理しているところでございます。言い伝えというのは、やっぱり本当に昔の現実がそれが言い伝わって、多少は違うところもあるかもしれないけれども、それはあれが本当の現実の語り部です。それが本当の天明3年からの災害の拠点のどうしてこういうことになったということは、そういうこともやっぱり学ばせることも重要かと私は思うんですけれども、その辺のところの考え、また日本遺産のことも、ちょっと教育長の考え方をお願いします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

日本遺産の件については、他の課とタッグを組んでやっていくというようなことになるかと思えます。日本遺産の件についてはおっしゃるとおり、大変魅力あるし、日本遺産については、そういった活性化に向けての大変大きな要素だというふうにも思います。

この申請及び認定とかというふうなものについては、教育委員会はもちろんなんですけれども、他の課との中で同じように考えていく必要があるかなというふうにも思います。

それから、遺跡あるいはそういったものはもちろんそういった保存を含め活用なんですけど、今、議員がおっしゃったように語り継がれているもの、そういったもの、特にいろいろお話を聞くと歌あり、あるいは神話というかお話ありと、こういったものについては形としてももちろん残していかない限り、なかなか口伝え口伝えというのは今の世の中うまくつながっていかないかなという、そんなことも思います。

そういったものもあわせて、かなり文化財関係については広い範囲を持っておりますので、その辺のところについては緊急性あるいは順序性、あるいはそういったつながりを考えながら粛々と前を向いて取り組んでいきたいというふうにも思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも粛々と進めていただきたいと思います。まず、コンセプトというやつを目玉に本当に決めていただいて、その目的をどこにするかということをもっと最初

に決めていただいて本当に進めていかなければならないと私は思います。

時間も30分ぐらいになりましたので、次の質問に移ります。

伝統の筒粥とか、そういう各地区に存在している伝統芸能ですか、そういうのもやっぱりこれからは継承していく、どこで何があるか、教育委員会もそういうことを把握して、いろいろなことをやっぱり進めて、応援できるところはぜひ応援をしていただきたいと思います。

それで、あと文化財のマップということでございますけれども、この立科地区のマップはうわさのマップということで、教育委員会が中心となって手書きの地図推進委員会というのをつくって、各地区を4つに分けて、こういうやつ4つに分けてマップを史跡、いろいろなどこに行ったら何がある、これがあるということを民間の視点で考えて地図をつくって、寄っていらっしゃいという地図をつくってあります。こういうこともやっぱり地区地区ある程度に分けて、婦恋全体でなくて個々のこういうマップづくりというのもしていけば、また地区の活性化にもなる、そういうことをはらんでいると私は思うんですけども、こういうこともやっぱりぜひとも進めていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺のちょっと考え方をお願いします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

マップについては先ほど「婦恋村の文化財」という冊子の中にも、一つの大きな地図として、残念ながら写真等は入ってないんですが、載っています。今言ったようにそういったものをうまく活用して写真を入れたりとか、あるいはそのコースという形で区切ってやったりとかということもできるかなと今お話を聞いて思いました。

いずれにしても、いろいろな計画進めていく中でPRという部分について、いろいろな方法がありますので、今そういったものを多く手に入れるようなことを進めて、まずはどんなふうなことができるかどうかというのを考え、婦恋村として、より婦恋村を魅力的なそういう村として反映、映るようなそんな形を今後検討していければありがたいなと思います。できれば、そういったものを整備していくということも、もちろん必要だと思いますし、今いろいろな文化財が光が当たっていますので、そういったことも含めて検討の材料としていきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 教育委員会も教育も大事ですけれども、文化の伝承ということも十分踏まえて、これからいろいろな政策に反映していってほしいと思います。

続きまして、生徒の登下校の安全対策ということで、教育長はいろいろな対策をしているということでございますが、村長の考え方をちょっとお聞きしたいんですけれども、村長は安全対策、親が安心するそういう対策をどう考えているのか、ちょっと質問をします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子供たちの通学上の事故がここ連続で続いております。ご存じのように保育の子供たちのところに車が対向車が来たところ、間違えて突っ込んでしまったというような事件、あるいは先日の川崎の事件もございました。国のほうにおいても、緊急の閣議を開いて対応を今練っております。群馬県のほうでもそうだと伺っております。情報収集も努めておりますが、我が村におきましては、既に防犯カメラについて公共施設には全て設置をしてきておるところでございます。

先ほど教育長が申したように、今年度は2カ所予定しておりますので、早急に防犯カメラは設置したいと思っております。防犯カメラの件ちょっと予測になりますけれども、県境について、県警が違くと非常に捜査が難しいということもありますので、警察とも連携しながら総務課中心で昨年来設置もしてきましたし、今後もしてまいりたいと、こう思っております。

それから、もう議員ご指摘のとおりです。通学路そのものは、もう学校教育の現場だと思っております。自分の足で通える、歩いて通える子供と遠くから通わなければならない子供、現在の学校統合の過程の中で遠くなるわけですので、全ての子供が歩いて通うか、もしくはバスで学校まで、あるいは幼稚園まで通うかというふうになってはいますが、バスで通う子供が非常にふえているのも現実、比率がずっとふえているわけでございますので、それにつきましては、警察とも、また地域によっては見守り隊、特に大前地区においては見守り隊の皆さんが毎朝立ってくださっているという状況もでございます。地域とも連携し、また警察とも連携し、またPTAともよく連絡しながら、しっかりと対応してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 今、防犯カメラを設置、それもいい一つの案だと私は思っております。いずれにしても、警察官、それと地域住民の見守り、パトロール、こういうことを地域皆さ

んにもお願いをして、ぜひ父兄が安心して通学できるような体制をぜひとも小学生、通学者の優先を第一と考えて、これから進めていきたいと思えます。意気込みをちょっと最後だけお答えしてもらって、私の一般質問をこれで終わりたいと思うんですけれども、その意気込みだけをお願いします、最後に。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 登下校の防犯プランということで、今、教育委員会中心で既につくってきております。それから、朝も地区によっては民生委員さんが立って毎朝見ていてくださる民生委員さんもいらっしゃいます。また、大前地区については、皆さんご存じのとおり毎朝、地区地区で立って登下校を見守ってくださっている方もいらっしゃいます。マンパワーを結集する必要があると思っておるところでございます。

また、警察とも、あるいは学校とも、あるいはPTAともしっかりと連携をして、子供たちの登下校につきましては万全な体制をとってまいりたい。また、政府のほう、あるいは県のほうもやるようでございますが、村も率先して国や県に負けない形で、しっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 以上で土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 黒 岩 忠 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、黒岩忠雄君の一般質問を許可します。

黒岩忠雄君。

〔6番 黒岩忠雄君登壇〕

○8番（黒岩忠雄君） 皆さん、こんにちは。きょうは傍聴大変ご苦労さまでございます。

通告書に基づいて議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず第一に、村道長井・大平線について。

平成20年12月定例議会において、私は長井・大平線改修工事について一般質問をいたしました。当時の村長の答弁では、今後、各区の要望等を踏まえて、計画的に整備を行っていく予定であると言われておられました。あれから7年が経過し、平成27年12月において再度長井・大平線改修工事について村長の考えを問いただしました。時の村長の答弁は、平成26

年度には現在の規格改修終了地点から1キロ上の集荷場交差点付近までの間、道路改良を検討する、道路概要設計を実施し、改良の方法を検討しているところである、議員が言われる長井・大平線においても、計画的に一步一步事業を前に進めていると明言をされております。

一步一步前に進めていると言われても、全然イメージできません。地元住民の方々も災害発生時、浅間山噴火時の避難道路としても最重要路線との認識のもと、早急に改修工事に着工していただきたいと願っているところでございます。3回目の私の質問の重さを村長はどう受けとめるのか、真摯な答弁を求める。

次に、消えた道路標示について。

村長は、出勤時、その他で車両の運転または公用車に乗車していると思います。道路を走行中、規制表示、指示表示、区画線、法定外表示等の白線、センターライン表示、横断歩道等の表示が消えて見えないところが多々あります。そのものを見て、村長はどう感じますか。

私は嬭恋村内の国道、県道、村道においては、やはり道路は運転をしている人にとれば、通勤、他方に移動、物品の輸送と大変幅広く重要な役割を果たしています。それゆえに道路交通法、道路運送車両法に基づき、あらゆる道路標示をされています。こういった表示が消えたり、見えなかったりしては、交通安全はもとより、安全安心まちづくりにおいても支障を来すのではないかと心配をしているところです。冬期間で消失したものは春に向けてきれいに修復をしていただき、観光客、物品輸送車も安心して通行できるよう、トップである村長が中之条土木事務所にしっかりと意思表示をしていただき、せめて嬭恋村内だけでも修復できるよう村長の真摯な答弁を求めます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩忠雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

村道長井・大平線は国道144号とパノラマラインを結ぶ2級村道であります。村民の生活や浅間山噴火時の避難道路としても重要な路線であると認識しております。

当路線は平成17年度より平成20年度にかけまして、大平橋のかけかえ、橋の長さ延長52.5メートル、道路改良延長450メートル、幅員7.0メートルということで改良工事をして、交互交通の確保と危険箇所の改良を行ってきたところでございます。

また、平成20年度以降においても、舗装工事等の必要な工事においては随時実施しており、

安全な通行の確保に努めてきておるところでございます。

平成26年度には、現在の規格改良終了地点から約1キロ上の集荷場交差点付近までの間、道路改良の方法を検討する道路概略設計を実施して改良の方法を検討しているところでございます。

道路勾配がきつく、地形も急峻なため、改良方法、工事費用等なども含め、もう少し多面的な検討をしながら事業を進めていく必要があると思われまいます。事業実施に当たりましては、工事規模などから国の交付金事業の活用が最良の方法であると考えております。

村の要望どおりの予算の確保が難しいのも現状でございます。特に社会資本整備交付金、この金額が十分に来ないということで、あちらこちらの村道の改良工事がおくれておるのも現実でございます。今後におきましても、しっかりとその予算が確保できればスピードアップした対応はできると思っておりますので、継続的に県のほうには要望してまいりたい、こう思っておるところでございます。

また、現在計画中であります上信自動車道の計画が進んでおることから詳細設計が妥当だと、上信自動車道の計画に合わせて詳細な設計が妥当だと考えております。現在、村全体の道路計画は、各地区の要望等も踏まえた計画的に重点箇所、危険箇所などを実施しております。黒岩議員が言われる長井・大平線におきましても、計画的に事業を進めていく考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、道路標示の件についてでございますが、道路上の道路標示、区画線には道路法に基づく道路管理者、群馬県あるいは嬭恋村が引くセンターラインの白色、外側線などと道路交通法に基づく群馬県公安委員会、警察が引く停止線、横断歩道、速度規制、オレンジ色センターラインなど交通規制に伴う表示があります。

黒岩議員の指摘のラインが消えている箇所でございますが、国道・県道のセンターライン、外側線につきましては、道路管理者であります群馬県が、横断歩道等の道路の規制部分は群馬県公安委員会が管理を行い、新設や修繕の工事を行っているところでございます。村が村道として管理している道路のセンターライン、外側線がある規格改良済みの道路は約70キロメートルであります。パノラマラインの南北ルート、村道大沼バラギ線、村道鳥居峠・車坂線、村道三原・鎌原線が主な路線でございます。

ラインの工事につきましては、舗装工事を実施したところを優先的に、交通量、危険度などを考慮しながら平成30年度においては5.3キロメートルの事業を実施いたしました。

外側線だけの道路もあることから、十分であるとは考えておりませんが、これから

の危険度、交通量などを考慮して、道路交通の安全管理に努めてまいりたいと考えております。

また、中之条土木事務所、群馬県公安委員会には、道路管理や道路の安全対策については平素よりお願いをしておりましたけれども、今後においても、より一層お願いをするべきところを絞ってお願いを継続的にしてまいりたいと考えているところでございます。

安全な道路、交通環境の整備に今後もより一層努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本 幸君） これより一問一答で行います。

黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長にお伺ひいたします。

村長の答弁はいつも似たような答弁で、検討します、何々します、補助金が来たらやりますというふうなこといつも、もう3度目です、これで。私が言いたいのは、いつごろできるのか、ちゃんとやれるのかという、それをお聞きしたいんですよ、村長。そんな逃げるような答弁はもう3度も聞いています。しっかりとした答弁を聞きたいんです。

例えばあと1年後にはやりますと、そういったことがなければ、これは私としても地域に帰って、地域の方は皆さん何をやっているんだと、いつも言われているんですよ。だから、そういうことで、もし村長、やる気がなければないで、私は地域に帰って「熊川村長はやりません」と言いますが、やる気があるんだしたら、いつごろまでにやるとか、しっかりした答弁をもう一度お願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、黒岩議員に前も凶面は担当課長が説明したと思いますが、凶面もつくってあります。社会資本整備交付金、この予算がつけば前に進められると思っておるところでございます。

そのほか、村内の道路につきましては、芦生田・袋倉線、あるいは今井から石津に上がる道路、その他、重点箇所たくさんあるわけでございます。社会資本整備交付金が思ったとおりにつけば、既に着手できたかなと思っておりますけれども、今後もより一層、例えばですけれども、1億円来るところの予算が3,000万円しか来ないという現実がここ続いております。昔みたいに箇所づつで、ここが幾らと当初予算で確定すれば事業がはっきり見えるんですけれども、社会資本整備交付金あるいは農山漁村地域整備交付金、この交付金事業につ

きましては、国がキャパを決めて群馬県に来て、県がそれを分配するというシステムになっておりまして、決算ベースで見ないと最終的な金額わからんという状況がございます。そういう意味で、制度的な問題に欠陥があると私も一部思っておりますが、ぜひとも昔の箇所づきみたいな形に国土交通省あるいは農林水産省の諸事業については改善していただきたいという要望は町村会等でも現在国・県にもお願いをしておるところでございます。

例えばですけれども、農山漁村地域整備交付金、田代の防護策を1億円つくろうという、3,000万円しか来ない。すると1億円でこしやるぞということで予算組んできたんですが、3,000万円しか来ないと2年、3年かかるという現実もあったわけでございます。地域の皆さんの要望も耳に受けとめております。

橋はできて、おおむね上まで500メートルは拡幅してあります。それに応じた図面も計画しておりますが、もう1点は、上信自動車道の概略設計があります。それとの整合性ということもありますので、それも含めて微調整をしながら、いつまでにはまだ申せませんが、決して忘れておるわけではございません。しっかりと計画的に進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 今、村長の答弁がございました。交付金をいただくということも、それは大事なことだと思います。それにしても、そういうこともしっかりと取り組んで、できるだけ早く、交付金をいいただけるものはいただいてやるという、さもないと、こういうわけでできないということを村民に周知してもらおうということもあろうかと思っております。

私とすれば、平成20年だからもう11年たっているんですよね、私がお願いをしてから。何をしているんだという話で。大平の人にしてみれば、今の道路が幅が広がって、あの急勾配はあのままでいいですよという人もいますよ。要は幅を広くしていただければキャベツを積んだトラックも十分通行できるということなんで、村長がおっしゃっている図面がどういう図面だか知りませんが、いよいよだめなら、村長が言いました、下の道路を拡幅、あれと同じぐらいに広げていただいて、上の出荷場の交差点まで広げていただければ、多分、大平地区の皆さんは喜ぶのではないかと、そう思います。

だから、村長、いよいよ余りその交付金交付金というのわかりませんが、余り長引くようであれば、やはりうまくないんで、村道であるから村で自分でやるぞというくらいの気持ちを持って取り組んでいただきたい。私はそのように思います。

それと、もしその交付金がだめに何かあったなら、それはある程度説明をしてもらいたい

んですよね、大平区民とか、長井の人たちに。そうでないと、全然先が見えてこないというのが現状であります。その辺は村長、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村道についての交付金等の事業ですが、例えばですけれども、今この橋をやっていますけれども、55%。この橋につきましては、村道ですけれども、60%ということでございます。社会資本整備交付金、さつき芦生田・袋倉線の話をしましたけれども、これも本当に1億円来るべきところが3,000万円、5,000万円来るところが1,700万円ぐらいしか来ないという現実もありました。そうすると、1年でやるべきことが3年かかるということでもあります。

国のほうの補助金を使わないで孀恋のお金だけでやれというならできるかもしれませんが、できるならやはり村民の税金、半分補助金もらってやる、これは私は原則で財政再建をやってまいりましたけれども、全ての諸事業、各課長は国・県の勉強しろと、予算編成のときも国制度の確認をして、それから予算編成作業に組んでいるということでございます。

やはり国100%独立国家ではありません。地方自治の本旨に基づいて3割自治ということでございますので、国・県あるいは公の制度をしっかりと確認し、そして公のお金を活用させていただきながら計画的に進めてまいりたいと思っております。特に大平線の件につきましては、補修工事もやってまいりました。それから、雨が降って崩れたときの緊急対応の対応も即してきておるところでございます。すると、一旦は図面もできておりますので、何回か申しましたが、ちゃんとした社会資本整備交付金等満額等に来れば、着実に進めるという強い決意を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長の言うことは最もだと思います。だけれども、やはり地域住民とすれば、10年もたつて何も無い。例えば横の崖でも切り崩して始めたとか、何かあればそれは理由になろうかと思えます。何もしてない。ただ申請はしている、図面ができてますなんて言っても、皆さんみんなそれは理解をしてないと思えます。だから、ぜひそういったことは地元にわかるような要するに啓発をしていただきたい。そのように村長、思えます。そうでないと、私の立場もございません。ぜひよろしく願いいたします、この件に関しましては。

それから、道路標示についてですね。村長は一番ちょっと簡単に聞きたいんですけども、

ああいう線が消えたり、横断歩道が見えなかったり、いろいろあれを見て村長、どう感じているんですか。それちょっと一言言ってくださいよ。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 新しく道路改良がされて、真っ白い道路の線が引かれる、これはすばらしいことだなと思っております。特に草津の夏期音楽アカデミーに前天皇皇后両陛下様が初めてお見えになられたときに、あの間が全て舗装が全部改良し直されて、真っ白の線が3本ぴしっと引かれたときに、あの道を見て、何とすばらしい道だと本当に感銘を受けました。冬になって、4月になると毎年、担当と主な国道、県道等は悪いところ全部雪が溶けてきた段階で、クラックがどこに入っているかも確認をしております。あわせて中之条の土木の道路管理担当にも、それを地図に落としして1番から何番、30番なら30番ということで写真もくっつけて地図もつけて打ち合わせをさせてもらってきておるところでございます。

もちろん村道につきましては、各地区の区長さんから要望を受けております。各地区の要望については担当課が全部、雪が溶けた後は毎年一巡をして穴があいたところは埋めておるといふ現実もございます。

白い線がある、あるいは道路標識、これがしっかりすべきことはあったほうがいいのは当たり前だと思っております。先ほども申しましたように国道、県道につきましては、私どもの管理ではございませんので、国や県のほうに、県の道路整備課、中之条土木の道路の管理課、管理担当と連携を密にしながらお願いをするものはしてまいりたいと思っております。

きれいな道路にしていきたい、また安全な道路にしていきたい、ロード・アンド・リバー計画、RRPプロジェクトということで就任以来取り組んできております。Rはロード、Rはリバー、プロジェクト、RRP計画ということで建設課とも今までもやってきましたが、こんごもしっかり取り組んでまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長も道路がきれいになれば、まことによろしいという気持ちは持っているわけだね。それで、私もこんな質問は本当はしたくはなかったんだけど、余り長くいつ見ても道路はきれいにならない。これは村長は村に対してトップとしてのやる気がないかと判断したんで質問したんです、今回ね。

確かに管理は県だ、土木なりですけれども、村のトップである村長が婦恋村の状況はこうだからと、もし事故が起きれば困るから、ぜひ皆さん、きれいに修復してくださいというの

が村長の役目なんだ。それができなかつたら、村長はいないと同じなんだよね。

だから、そういうことを私が質問して、すぐできればいいけれども、これから夏に向けて観光客も来る、キャベツの輸送も始まる、道路へ字が書いてあるのもわからない、横断歩道もわからない、何かあって事故でもあれば、これは大変なことです。そういったことを村長、やはりまずは考えてやっていくのが村長の仕事だと私は思います。ぜひこれは県のほうに言っていただいて、できるだけ早く修復をして、きれいな道路にして、婦恋村に来ていただきたい。これは婦恋村の住民としても当たり前のことだと思います。村長、もう1回答弁お願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 3桁国道の144号については、群馬県の道路管理課が管理ということであります。あわせて、婦恋村では292が万座を通過しております。これは県の管理ということで、高速道路でもなく、1桁国道でもなく、2桁国道でもございません。3桁国道でございます。

また、主要地方道県道につきましては、同じく群馬県の道路管理課が県道は管理をしております。そこを除雪したり、あるいは悪いところを直したりするのは県であります。

村道、農道、この距離が婦恋村は現在465キロあります。これは私の責任です。そこは穴が開いていて交通事故があったと。その場合には、やはり私の責任で補償問題等が発生する場合も年間何回かあるわけでございます。

それから、道路の管理上の道路の標識あるいは白線等については、毎年、春先は道路発注しております。全部全部きれいにするというわけには、とても予算的にはいかんですけれども、工事の発注、利益を見てもらえれば春先には必ず悪いところから計画的に白線は引いております。夜はうちの管理の部分には村道にはございません。それは県のほうにお願いをしてまいります。

議員のおっしゃるとおり、道路は本当に私たちの生活の基盤であります。基本的なインフラでございます。しっかりと安心安全な道路の体系を保てるよう、県のほうにお願いすべき国道、県道についてはしっかりとまたお願いもしますし、村道についても計画的にしっかりと改良もしますし、管理もしっかり努めてまいります、こう思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長が今言った、村道は私の責任、国道・県道は県、土木の責任と、それは責任は確かにそうであっても、村長という立場であって、婦恋村の鳥居峠から長野原の端まで、鳥居峠は側線はほとんど見えません、消えています。村長も上田へ行ったことあればわかると思いますけれども、ああいった線がないということは、走っていても大変なんです。だから、そういうことを私は別だということじゃなくて、私は婦恋村のトップである、婦恋村の道路はきれいにしてください、こういった信念を持って県のほうにも交渉してもらいたい、そういうことですよ、私が言いたいのは。

村は当然、それは村長、自分の管轄のところだから、県道もそう、やっぱり婦恋村を走っているところは私はトップである村長がしっかりと交渉しなければ、これはきれいにはなりません。そんな人ごとみたいなことを言ったんじゃ、もし事故が起きても大変なことです。事故を起こせば確かに個人の責任ですけれども、そういうものではなく、やはり道路というものはきれいになっていけば、当然スピード速度を落とせと表示があれば、速度も落とす。追突注意とあれば追突もしないようにする。それが標示なんです。そういったことを村長ひとつしっかり頭に入れて県と交渉していただきたい。それで、できるだけ早くしてもらいたい。強く要望します。

以上です。

○議長（松本 幸君） 答弁はよろしいですか。

○8番（黒岩忠雄君） はい。

○議長（松本 幸君） 以上で黒岩忠雄君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 零時59分

○議長（松本 幸君） 再開します。

◇ 佐藤 鈴江 君

○議長（松本 幸君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長より許可をいただきましたので、大きく3点に分けて質問をさせていただきます。

まず初めに、紙おむつ等支給事業について質問をさせていただきます。

この事業の趣旨は、在宅介護を受けている、または受けようとする寝たきり老人等（重度の心身障害（児）者を含む。）が使用する紙おむつ等を支給することによって、老人等の日常生活の快適化と介護者の身体的及び経済的労苦を軽減し、老人等の福祉の向上を図ることを目的に実施する事業とあり、社会福祉協議会に村が委託して行っているものであります。この支給対象は、在宅で暮らす高齢者を対象としています。

自営業者など国民年金で生活をし、病院などに入院している場合は、現段階では対象外となっています。1,000円でもいいから補助を受けられないのかという切実な思いをお持ちの方々がいます。高齢夫婦で国民年金の生活者にとって、在宅でなくても補助対象とすべきと考えますが、村長の見解をお伺いします。

次に、SNSの活用について。

群馬県では昨年、群馬県の高校生が犠牲になった神奈川県座間市での事件を受けたこともあり、高校生のLINEを活用した相談事業を試行的に夏休み明けの35日間実施し、従来の電話相談の8倍、361件の相談が寄せられたそうです。今年度も週1日、半年間実施する方向だと聞いております。渋川市では、既に退職教員を配置し、朝8時半から16時までの時間で月曜から土曜日まで開設し、多くの相談が寄せられています。

若者の自殺防止を目的としたSNSによる悩み相談が効果を上げている、厚生労働省は3月、SNS相談を活用して自殺防止に取り組む民間団体の支援事業の分析結果をまとめるとともに、相談事業のためのガイドラインを策定し、予算化をされています。厚労省の支援事業については、SNSは若者の身近な相談窓口として、とてもニーズが高い。こう話すのは、厚労省の事業を担うNPO法人の自殺対策支援センターライフリンクの清水康之代表です。

警視庁によると、2018年の全国の自殺者は2万840人、これは確定値であります。9年連続で減少する一方で、19歳以下の自殺が増加しており、いまだに歯どめがかからない状態にあります。

そこで、近年、注目されているのがSNSの活用であります。厚労省が支援する民間団体

6 団体が行った SNS 相談事業の分析結果によると、昨年 4 月から 9 月に寄せられた相談件数は延べ 9,548 件、このうち 9 割が 10 代 20 代の若者で、性別がわかる相談者の 95% は女性だったそうです。清水代表は、電話では拾い上げることのできなかつた年齢層からの相談に対応できていると指摘しております。

婦恋村では、一般会計の衛生費で地域自殺対策緊急教科事業として 160 万 6,000 円の予算が組まれております。この予算の内容は、主に相談支援講師、講演会講師謝金であります。このような SNS を使った相談事業は婦恋村でも実施していただきたいと考えますが、村長のお考えを伺います。

また、妊婦や子育て中の保護者が情報をタイムリーに得られるスマートフォン向けの子育て支援アプリを導入し、好評を博している自治体も多くあります。同アプリを利用すると子供の年齢に合わせて健診や講座のお知らせが届くほか、予防接種の予定日前にメッセージを受け取れる、また子育て支援施設を検索し、地図アプリとの連携で現在地からのルートを表示できるほか、子供の身長、体重などの記録や写真つきの日記をつけることもでき、これらはアプリを利用する家族で共有することも可能だそうです。このようなアプリの導入も健診の通知機能や子供の成長記録を残せる日記を活用することができ、スマホ世代の若いママが使いやすいものだと考えます。村長のお考えを伺いたいと思います。

また、前に質問をしましたが、道路や公園の遊具、防犯灯、カーブミラーなどの破損のふぐあいについて、携帯のスマートフォンやタブレット端末で現場の写真を役場に送信し、問題を共有し、住民共同で解決に向け速やかに事業実施することは、軽微な修理や早急や通報が重大な案件にならないことにもつながると思います。前回の答弁では総務課長は、防災無線のデジタル化を実施している時期であり、そのこととあわせて考えていくとありましたが、デジタル化していく中で、どのような事業展開が考えられるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

次に、食品ロス削減についてであります。

食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを削減するための食品ロス削減推進法が 5 月 24 日、参議院本会議で可決をされました。同法は、政府や自治体、企業の責務や消費者の役割を定め、国民運動として問題解決に取り組むよう求めています。消費者や事業者への教育や学習の振興、知識の普及啓発、食品関連事業者の取り組みに対する支援、食品ロス削減で顕著な功績を残した人や団体を表彰、フードバンク活動の支援などが盛り込まれています。

さらに、食品ロス削減に関する理解と関心を深めるために、10 月を食品ロス削減月間と定

めるとしています。

現在、食品ロスをめぐる世界の状況は、年間約13億トンの食料が破棄されています。しかし、一方で世界の人口は急増すると言われていています。国連によると、約30年後の2050年には人口が97億人に達するとしており、深刻な飢えや栄養不良が指摘されています。このため、食品ロスの削減は、SDGs持続可能な開発目標の重要な柱となっています。日本においても年間646万トン、毎日大型トラック1,770台分が破棄されています。これは家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで、食べられる状態でありながら破棄をされているものであります。

廃棄物の処理コストは年間約2兆円を投入しているとのことです。我が嬭恋村でも可燃ごみを初めとした委託料及び負担金を西吾妻環境衛生施設組合に納めておりますけれども、平成30年度予算ベースでは1億7,000万円強が納められております。家庭では食料が消費支出の4分の1と家庭負担も大きくなっています。しかし、日本の食料自給率は40%が輸入に頼っています。このような輸入しながら食べられる食料を大量にごみとして捨てて処理コストもかけていることが現実としてあります。大量廃棄と裏腹に子供の貧困率は7人に1人と深刻な問題となっています。このような背景の中、嬭恋村としても食品ロス削減に向けてどのような取り組みをお考えか伺いたいと思います。

また、嬭恋村では今月12日から子ども食堂として、みんなの水曜食堂が社会福祉協議会で事業をスタートさせております。その事業を後押しするためにも、フードバンク等の取り組みも重要と考えます。村長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、3点にわたって、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目が紙おむつ等の支援事業について、2点目がSNSの活用について、3番目が食品ロス削減についての大きく分けて3点でございました。

まず、第1点目の紙おむつ等支給事業についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

紙おむつ等支給事業は、佐藤議員が言われますように在宅で介護を受けている高齢者及び心身障害者が使用する紙おむつ等を9割補助を行い、介護者の経済的、身体的負担を行う補

助事業でございます。対象となる方は要介護認定が要介護1以上である方、身体障害者福祉法施行規則に規定する2級以上の障害を有する方などでございます。

補助対象者につきましては、ことし3月までは要介護3以上としていたところですが、郡内の町村の状況から、この4月より要綱を改正を行い、より軽度の方も対象とできますよう要介護1とさせていただきます。所得による区分も廃止し、一律に9割に引き上げさせていただきます。また、社会福祉協議会の現物支給としていた支給の方法も選択式として、家族がご自身で購入し、償還払いの支給の方法もとれるようにいたしました。利用者が介護をする方の負担の軽減につながるように、よりよい配慮をさせていただいております。

佐藤議員のご指摘の入院や施設入所の方の場合は対象外となっており、確かに年金のみの生活者にとって負担は大きいものとなっているところでございます。

ただ、介護保険制度によって施設入所による本人や家族の負担は抑えられており、国民健康保険においても高額医療の限度額により、入院費は抑えられております。紙おむつのみをとってみると、負担はありますが、入所者、入院者にとっては、それぞれの保険によるサービスによって、負担軽減が大きく図られております。しかしながら、国民年金のみで生活している方の視点で考えますと、月々の収入が限られており、負担の大きいものであることは確かであります。年金生活者の生活支援については、この補助事業だけにとどまらず、国などの政策的な支援が必要不可欠かと考えます。

この10月の消費税率引き上げ分の財源を生かした施策として、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するための年金生活者支援給付金制度が開始され、保険料が満額納付されている方には、現在の年金に月額で5,000円上乗せがされることとなります。支給要件は世帯全員が村民税非課税であることですが、年金生活者、特に国民年金のみの方にとっては、年額6万円の上乗せ支給は大きな支援となると思われま

す。介護保険事業で行っている紙おむつ等の支給事業でございますが、村といたしましても今後の超高齢化社会において、その財政基盤の安定化のために地域包括ケアシステムの構築に力を注いでおります。地域の力を活用しながら、入院や入所している方々の生まれ育った地域で最期を迎えるための在宅医療、介護の推進を地域包括ケアシステムの事業の一つとして進めているところでございます。どうかご理解をいただけたらと思います。

第2点目でございますが、SNSの活用についてのご質問でございました。日本の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が制定されました。平成28年に法の改正がされ、誰もが自

殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることの包括的な支援を基本理念といたしまして、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県、市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

嬭恋村でも昨年度、嬭恋村の現状の把握、意識調査の実施分析、施策の検討を行い、いのち支える嬭恋村自殺対策行動計画を策定したところでございます。計画の中で若者の自殺対策として、児童生徒がSOSの出し方や自己肯定感を高めることを教育分野での取り組みとして推進することをうたっております。また、心理士やスクールカウンセラーの相談体制を充実させることや社会を明るくする運動などを通じて、いじめやインターネット、SNS利用によるトラブルから身を守るための啓発を行っていくことを推進していくものでございます。

佐藤議員が言われますSNSを使った相談の体制は群馬県で昨年度から行われており、県内の市町村でも始めているところがあるようです。ご指摘のとおり、高校生のスマートフォンの所有率は高く、SNSによる相談の体制は有効であると思われます。事業の内容や予算について担当課において研究させ、検討したいと考えております。

村でも国民健康保険事業や子育て支援とともに、悩み相談や窓口として24時間いつでも電話で相談できるハロー健康ダイヤルを設け、広報等でお知らせをしております。年間で170件ほどの相談を受けていて、心の相談も30件ほどになっております。まだまだ周知が足りない部分もありますので、継続し、広く利用されるよう広報をしていきたいと考えております。

次に、子育て支援にスマホ世代のお母さんにとって利用しやすいアプリを活用してはいかかとの質問でございますが、母子健康手帳のアプリや子育て情報で健康診断や予防接種のスケジュールを確認できるものもあるようです。利用者にとっても利便性が高いかと思われますが、スケジュール管理は正確に、また確実な更新を頻繁に行うことも必要であり、職員にとって大きな負担となり、トラブルのリスクも考えられます。村が行っている予防接種などは集団接種や個別接種がありますが、個人個人でさまざまなケースがあるため、対応するためには利便性と導入経費、保守経費、職員配置などの予算のバランスも検討してみなくてはなりません。担当課において研究を行い、最善の選択を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、道路や標識などの破損等について、スマホを使った道路システム導入についての質問がございました。この件につきましては、総務課長より回答をさせていただきたいと思ひます。

3点目のご質問で食品ロス削減に向けての取り組みというご質問でございました。ご存じのように法律も成立したわけでございます。長野県から始まった30・10運動あるいは今、毎日テレビ新聞で出ておりますコンビニエンスストアなどの食品ロスを削減しましょうというような値引きもするというような話もございます。日本国では年間640万トン、これが捨てられているという現実もあるということでございます。この件につきまして住民福祉課長がしっかり勉強しておりますので、答弁をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、私のほうから防災無線のデジタル化での事業展開について説明をさせていただきます。

現在、防災無線のデジタル化工事も2年目を迎えております。現状のシステムでは、村からの情報を登録者がメールで受信することで進んでおります。新たにアプリ等を加えていくことも可能でございますが、検討した結果、導入経費等の費用対効果を考えますと、現状ではなかなか難しいものと思われま。

緊急的に考えていきますと、現在役場内で各担当課のメールアドレスを持っております。そこに現場等の写真を送信してもらうことにより、より早急に対応することも可能と考えられます。しかし、現在では各地区の道路等の破損やふぐあい等につきましては、各区長さんを通して報告をしてもらうこととなっております。このことによりまして、区長会でも今後協議をしたいと思っております。

また、アプリの導入でございますが、現状においては群馬県内の市部において総合的アプリを導入しているところもございますが、町村レベルではまだ未整備のところが多い状況でございます。本村への導入につきましても、今後の社会情勢等動向を見ながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、佐藤議員の食品ロス削減についての質問について回答させていただきます。

食品ロスの削減の推進に関する法律は5月31日に公布をされました。その中で食品ロスを削減していくための基本的な視点として、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの問題に取り組み、社会全体として対応していくよう、まだ食べることかできる食品について

は廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されているところでございます。

また、事業者についても、事業活動で排出される食品ロスに対する自治体の施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとしています。

議員ご指摘の食べられる食品を捨ててしまうことの食品ロスという問題は、消費期限のある食品について消費者のニーズ、消費量と、スーパー、コンビニなどの営業としての品ぞろえの品目と量の確保の関係で常に生じる問題であり、ゼロになることは非常に難しい問題だと思われま。廃棄される食品が多くある一方で、世界中では、または日本国内を見ても、食事を十分にとれていない子供たちがいることも事実でございます。

婦恋村で新たに社会福祉協議会によって始まったみんなの水曜食堂ですが、家庭環境によって十分な食事をとれない子供や1人だけで食事をするいわゆる孤食の子供や高齢者を助けようと始まった事業です。食品ロスの問題と結びつけて、フードバンクの取り組みをとということですが、水曜食堂ではありがたいボランティアや食材の寄附があり、スタートしたと聞いております。議員ご指摘のとおり、今後の取り組みの中で必要があれば、いいアイデアあるとは思いますので、社会福祉協議会と検討させていただきたいと思。います。

いずれにしましても、食品ロス削減法の基本的視点の中にあるように、国民や事業者、自治体がそれぞれの立場において主体的に取り組みがされなければ改善されない問題ですので、まずは周知・啓発を行うことを行っていきたくと思。います。その上でできることを検討したいと考えておりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これより一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 紙おむつの件について、まず初めにお聞きしたいと思います。

例えば個人営業者で、高齢世帯が自分の自営業で事業を行っていた場合、また障害1級にその方がなったときに、国民年金だけで一生懸命頑張っていたんだけど、事業の収入が途絶えてしまって、夫婦2人の年金だけで生活をしている、またその中で入院して、おむつ等の持ち込みも病院では受け入れてもらえない。そういった中で、私が相談を受けた案件があります。こういったところを考えると、やはりこの高齢者の、先ほど村長は国保の高額医療に該当する、そういった保険制度に適用があるので、そういった入院とか入所施設についてはというふうに言っていますけれども、じゃ住民福祉課長にお聞きしたいと思います。

が、非課税世帯で高齢者高額医療って月幾ら負担をしているのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） ちょっとお待ちいただきたいと思います。

高齢者70歳以上の方でいいますと、非課税の方、自己負担の限度額なんですけれども、8,000円。非課税、低所得者も2段階に分かれておりまして、8,000円。外来だけで8,000円ですね。外来と入院合わせますと1万5,000円の方、それから2万4,600円の方という形になっております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 国民年金を満額かけていて、現在の段階では、やはり7万円を掛ける年金額だと思います、1人1カ月当たり。その中で、このような高額医療の負担と、またそこにプラスおむつの負担が月1カ月入院をされていて、例えば今、長期の入院をされている方でありまして、そこにプラスすると、本当に生活する水準の給料とか生活費を引かれると、もうお金が余る状態ではないということでもあります。

それでまた、事業主で収入がないというふうなことをお聞きしていますので、そういったことを考えると、やはりそこに考慮してあげるべき事案ではないかというふうに思いますので、このことについては前向きに検討していただきたいというふうに思います。

そのことについて、村長にもう一度お聞きしますが、その年金の受給額と、また高額療養費の該当になって、そのほかにおむつの負担がプラスされ、そのほか電気光熱費を含めた生活費を引かれると、やはり大変厳しい状況にあるということはおわかりいただけたと思いますので、その辺について他の法があるということでもありますけれども、またその該当される方も多くの補助を求めている、本当にもう必死な思いだと思いますけれども、たった1,000円でもいいので補助していただきたいというその切実な思いを、私も大変な生活をされているんだな、元気であれば働ける状況である、また働いて自分も頑張っってやっていきたいという、ただただ障害者になって、また病院に入院しているために、そういった経費を生み出すことができないというそういう切実な問題があると思いますので、その点について、もう一度村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

たまたま私の母も紙おむつの支給を受けております。社会福祉協議会に大変お世話になっております。ありがたいなと思っております。

また、議員ご指摘のとおり、国民年金の方、月7万円とすると、そこから介護保険料を引かれますと、大変本人の生活は厳しいだろうなど。人間生きるのには、どうしても光熱費等もあります。人間、毎日必ず口から入れなければなりません。食費もかかります。そういう点からすると、生きるために最低かかる費用というのは、人間どんなお金持ちでも、どんな貧乏人であっても、毎日必ず人間は口から入れる。これはエンゲルが言ったエンゲル係数にありますけれども、必ず必要なものであります。そういう点から考えますと、国民年金受給者であると非常に厳しい現実があるのかなと思っております。

しかしながら、先ほど答弁させてもらいました消費税の2%、8%から10%に10月になるという方向で現在進んでおりまして、そういうところにも月5,000円、年間6万円という補助が当面あるということで、当面の課題についてはご理解いただきたいと思いますが、現在人口今9,800人の婦恋村ですけれども、高齢者の中でそういう方々がどのくらいいるのか、まず国民年金でそういう方の人数を確認したり、またどの程度どうしたらいいのかについては、具体的にちょっと検討を加えてみたいと思っております。担当に指示を出してみたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に住民福祉課長にお聞きしたいと思います。自殺対策についてお聞きしたいと思います。

先ほど村長のほうから、誰もが自殺に追い込まれることがない住み心地のよい婦恋村を目指してということで推進計画が策定をされていると答弁がありました。これに関しては、婦恋村はまだ冊子が発行されていないと私のほうでは認識しておりますけれども、これについては無作為で抽出をして1,000人ですかね、アンケート調査を実施していると思いますが、その中で婦恋村の自殺対策の年代別に見た自殺の件数の多い世代はどのような世代なのか、把握していたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 佐藤議員の質問に回答させていただきます。

婦恋村の自殺の多い年代ということなんですけれども、80歳以上の方、男性の方、女性の方で分かれておりますけれども、男性の方では80歳以上の方が多く状況になっております。

10万人に対する比率として200.1という数字になっております。次に、20歳代の方、それから女性でいいますと50歳代、男性に比べると少ないのですが、50歳代、70歳代、そして80歳代の方が多いという状況になっております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その今の80歳以上というのは嬭恋村の数字でありますか。嬭恋村でもアンケート調査をしていると思いますが、無作為で抽出した結果、わからなかったらいいんですけれども、そういったところが出てきて、私のほうでは20代の自殺者が多いと聞いておりますので、その辺についてもしっかりと確認をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育長にお聞きしたい思います。

全国では30自治体がいじめ対策にSNSを活用しているということでもあります。これは長野県が自殺率が一番全国的に多いという県でありまして、その中で17年に全国で初めてLINEを使って相談事業を長野県が実施をしたというこの始まりであります。このことについて、これらの自治体の多くは、学校を通じて児童生徒に相談窓口につながるQRコード等を印刷したカードを配布していると聞いています。また、先ほど自殺対策については自己肯定感を学校で培っていく、そういった教育を今現在どのような取り組みをしているのか、嬭恋村ではどのような取り組みをしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

LINEを使ってということでもあります。群馬県においては、まだちょっとそういうところについて情報をキャッチしてないところですが、実はこの自殺防止にかかわるものについては、そういったものを活用するとともに、SOSの出し方に対する教育プログラムの開発とか、そういったところに今のところはなっているわけですが、今後、県としても、そういったものに対する方向性も出してくるでしょうし、またそういったものを各町村においても、もちろん嬭恋においても検討していく余地というか、必要はあるかなというふうに思います。

それから、自己肯定感のこのつけるですけれども、これは全教育課程の中で当然抜っていくわけなんです、具体的には今、自主的、対話的で深い学び、これが大きな教育の変貌というか、大きな教育改革の目玉になっているわけなんです、要するに多くは全体の教科等でそれを培っていくわけなんです、ある意味、特別活動、そういったところで自分の意見

がしっかり言えたりとか、あるいは道徳の教育の中で、しっかりとそういった大切さ、そういった道徳的価値を身につけたりとか、そういうような日常的、集中的な学習の中で取り組んでいるということです。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません。それでは、今の若者は電話をすることがとても苦手というようなことが言われています。また、総務省の調査によると、10代の電話の利用時間は1日当たり1分弱なのに対し、SNSは54分に上回る。SNSは若者にとって欠かせないコミュニケーションの一つとされています。

こういった自殺願望を抱く若者によって、LINEで例えば死にたいと言った場合に、それに答えてくれて会えるところまで持っていく相談窓口があると、これ事前に誰か聞いてくれる人がいる。また、電話ではかけづらいんだけど、命の電話があることも十分承知をしておりますが、そういったことができない若者世代が多くなっているということも、今後、認識をしていただけたらありがたいなというふうに思います。そういったことも含めて、いじめ対策や、そういったことにつなげてやっていかれるようお願いをしたいと思います。

それから、また住民福祉課長にお聞きしたいと思います、このことについては引きこもりとか、孀恋村は川崎の事件とか、そういったことも受けまして、引きこもりとか、そういったことが多く今問題視をされていて、全国では61万人いると言われていています。そういったことについて、孀恋村としてはそのような調査を行っているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

引きこもりなどの方々の調査を行っているかという話ですけれども、今、障害のほうの相談体制の構築の中で、前にも議会の中で説明をさせていただきましたけれども、吾妻郡の相談基幹相談センターというのが1カ所しか、中之条町にしかない状況で、西部のほうにそういった支援が届きにくい状況にあるという状態であります。それを今、体制の見直しを郡内で行っておりまして、西部にも相談支援事業所を幾つかできれば、それと基幹相談センターもできれば西部のほうにも置ければというような方向を進めております。その中で、引きこもりや精神の障害の方、知的障害の方などの調査を行っております。正式に正確な数字とい

うのは出ておりませんが、その相談体制がしっかり体制ができるにつれて、そういったものははっきりとわかってくるということですか。そういった部分もあるかなと思っております。

また、そういった方々をスキップなどの施設にまで導いていくという方向を相談体制の充実の中で行っていきたいと思っております。そういったことから引きこもり対策として、いろいろな事件が起こっておりますけれども、そういったことの防止につなげていければというふうには考えております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に村長にお聞きしたいと思います。

食品ロスのほうに移らせていただきたいと思いますが、削減法に明記をされています「市町村は国の基本方針を踏まえ、推進計画を策定」とあります。婦恋村としては、このような計画を策定する予定があるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

人間誰も生きていく以上、毎日必ず食事をとります。しかしながら、食事が余ってしまって捨ててしまうという現実もあります。年間、日本国内では640万トンが食品ロスで捨てられておるという現実もあります。佐藤議員が質問の中で言ったように、日本国の食料自給率は39%、外から食料を半分以上入れている中で、さらにその640万トンが最終的に捨てられしまっているという現実があります。事業者に対する責務もある。法律でいうと、あれ議員立法で国会で決まったわけですが、特にコンビニ業界においては、無駄があってはまずいということで値引きをする、その値引き分についてはポイント5%を与えるというようなことでローソンも言いました。セブンイレブンもファミリーマートもそういう動きで、今、民間も早いので取り組みを始めました。

また、長野県30・10運動、宴会で30分はまずしっかり食べましょう、宴会が終わるとき10分もしっかり食べましょう。食品を残さないようにしましょうというのが長野県で始まりました。これも4年たつと思いますが、群馬県が昨年からはじめました。そっくりまねをしています。でも、まねでいいと思うんです。いいことは。今回、議員立法も出まして、世界の人口がやっぱり90億人を超えていく時代が来つつある。貧しい人もいます。でも、大切な食料を捨てられる現実も先進国である。特に日本はそういうことについて、しっかり対応しな

くちやならない時期に来ていると私も思っています。

そういう意味で、佐藤議員が婦恋村の一般のごみについて1億7,000万円かけておるという指摘ございました。ぜひとも無駄のないように食品については基本計画を法律の趣旨も踏まえて、しっかりと対応したい。また条例が必要ならつくってもいいなど、こんなふうにするという気持ちを持っております。しっかりと勉強をし、対応してまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に教育長にお聞きしたいと思います。

この食品ロスの問題については、家庭や子供たちへの啓発の視点からお聞きをしたいと思っています。

先に述べましたが、食品ロスの半分は家庭からと言われています。家庭へ啓発、取り組みを行っていく中で、子供たちへの啓発、教育が大切ではないでしょうか。チラシや広報だけではなかなか浸透しない現実もあります。学校現場を通して子供たちに食べ物の大切さを伝えていく食育や、ごみ問題などに対する環境教育が重要と考えます。子供たちが家に帰り、家庭での会話をしていくことが大きな理解が得られると思いますが、今後この子供たちや子ども園や学校での啓発に対する教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、食育が中心となった学習ということになります。現在、学校においては食育、要するに栄養や楽しい食事はもちろんですが、体づくり、さらには今日的な課題である食べ残し、そういったものに対する学習という学習内容がございます。ほかの教科においては、家庭科においては衣食住の食生活、そして理科については自然や環境ということで、ごみを含めた環境教育各種、さらには今日的課題を取り上げた学級活動や総合的な学習の時間での具体的なテーマ、食品ロスというテーマを上げながら、いろいろ話し合うというそういった学習もあります。

基本的には、今議員がおっしゃったように家庭への啓発というのがとても大切になると思いますが、チラシとか、そういった広報はもちろんですが、基本的には、やはり子供が学習をして、それが子供の価値が親への家庭への価値向上につながるというふうに思っていますので、現在も行われていますが、今日的な課題、緊急的な課題として、さらに充実したそう

いった取り組みができるよう教育課程等にきちっと位置づけ、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 教育長に力強い答弁だったと思いますが、長野県松本市では、市内の保育園や幼稚園の年長児と全小学校の3年生を対象に食べ物をつくってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくしていく食品ロスを減らすための環境教育を行っているそうです。嬭恋村でも積極的に検討をしていただきたいというふうに思います。

また、今度は村長にお聞きしたいと思いますが、先ほどから村長が30・10運動のことをお話をされていますけれども、これについては2011年5月に長野県松本市の市長が、宴会での食べ残しの多さを問題視し、市のごみ削減を担当する部署に協力し、展開をされた運動と聞いております。このことについて群馬県でも行っているということではありますが、嬭恋村でも積極的に行っていく必要があるというふうに思います。

このことについて、家庭での未利用食品などをやはり嬭恋村と社会福祉協議会と協力をしてフードバンクとして、みんなの水曜食堂の後押しをするためにも、そういった取り組みを個人と、また社協と村で協力をして取り組んでいく必要があるというふうに思います。

そういったことで、沼田市でもフードバンクの取り組みを始めています。それについては市社協や市がそれぞれの役割分担を決めて、低コストの運営をしているそうです。寄附された未利用食品などの仕分けには障害者の方々が働く場所の確保をし、障害者がそういった仕分け活動をしているということでもあります。そういったことも嬭恋村でも積極的に取り入れていく必要があるというふうに考えますので、最後にそのことについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

松本市で30・10、市長の発言がそういう運動に展開してきたと。群馬県もそっくりそれをまねして立ち上がってきたということで、県も大分力を入れて30・10をつないでおるのが現実です。

また、子ども食堂については、一昨年あたりから発祥して、昨年も大分発展して近隣の町

村、長野県サイドでも、あちらこちらで子ども食堂と、群馬県下でも相当数が子ども食堂ができておると思っております。

婦恋村もつい6月12日、ついおとといでございませけれども、16時30分から19時、みんなの水曜食堂ということで第1回目の会合があったと報告を受けております。28名が参加したということであります。そこには障害者も参加しておるといことも聞きました。余った食事をボランティア的に食事がとれない子供たち、こういうことにまた障害者の方々も参加して、いい形でスタートしたなど一応評価をしておるところでございませ。今後におきましても、しっかりとした組織体制もつくりながら、食品ロスがないように、またフードバンクというか、試験的な今回のおとといの会合は状況だったと私も認識しておるところでございませ。

余った食事を有効に活用する、さらには障害者もそこで働けるといいますか、お手伝いができる、そういう形ができて、しかもそれがボランティア的な組織でスタートできたということは非常に素晴らしいことだと思っておりますので、今後におきましても30・10運動の趣旨、食品の無駄なロスをなくす、環境を守る、こういう考え方をしっかりと組織もつくったりしながら進めてまいりたいと、こう思っております。先ほど申しましたように計画もつくるつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 前向きに検討していただき、ごみ削減にも貢献をしていきたいというふうに思ひますし、ぜひ環境問題も含めてごみ削減、なかなかごみ削減にはつながらないですけれども、こういったところから、ごみ削減をしていくことが重要と考えますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

本議会は、4月に行われた選挙以降初めて行われる定例議会です。ここにいらっしゃる村長、議員は村民の負託を受けています。村長は議会初日の行政報告で、憲法の条文を紹介しながら、これからの村政運営についての決意を語られました。主な内容は、初心に帰ること、村民の声に耳を傾けて前向きに行政を進めていきたいということ、最後に「村民の、村民による、村民のための政治、最大多数の最大幸福を目指す」という発言をしております。私は村長が述べられた言葉の一つ一つが日常の行政に織り込まれ、暮らしやすい婦恋村になることを期待するとともに、村民が主人公の村政を目指す立場で質問を行います。

まず初めに、生活道路の交通安全対策についてです。

最近、ご存じのように高齢者運転による事故、また人が歩道を歩いているところへ車が突入するなど通常では考えられない事故が多く発生しています。このことにより、運転する方も歩行する方も、もしもと自分に降りかかったらと不安に思う方がたくさんいると思われま。私は村の方々が多く利用する、いわば生活道路の交通安全対策を求める立場で3点質問いたします。前の黒岩議員とダブルかもしれませんが、通告どおり読ませていただきます。

村道・県道・国道などの道路交通標示（道路の両側のライン、センターライン、横断歩道、菱形の形をした事前標示、ストップラインなど）ははっきりと表示するのが村長としての務めだと思います。

2番目として、交通標識の破損も挙げられます。また、カーブミラーに枝がかかっている数字や標識が見えないことがあります。こうしたことのチェック、補修に村が責任を持って進めることが必要だと考えます。

最後に、村は交通事故撲滅宣言を掲げています。この提言を実施するために日常行っている業務を詳しく説明していただければと思います。

次に、ごみ減量の取り組みについてです。

ご存じのように6月は環境月間です。先日の新聞報道に脱プラスチックのことが掲載されていきました。そして、政府も5月31日の閣僚会議で深刻な環境汚染を招くプラスチックごみの海洋流入を減らすための行動計画、プラスチック資源循環戦略と海洋漂着ごみ対策の新たな基本方針も正式決定しました。

今、環境を守る取り組みは大切で、それぞれの自治体が独自の取り組みを行っています。私は婦恋村でも、これまでの取り組みに加えて、さらに進んだ取り組みを行うように2点質問いたします。

これまでの質問に答えて、村当局はごみ減量について広報等に掲載し、村民への発信を積極的に行うと答弁してきておりますが、私にはそれがなかなか見えません。これまで具体的にどのように取り組んだのかを説明してください。

2つ目として、温暖化対策、CO₂削減などを考えるなら、孺恋村としてもできること、例えば生ごみの減量対策やごみの分別をさらに進めるなど、すぐにでも取り組めることがあります。このようなことも含め、孺恋村として環境を守るために今後の取り組みを考えていることがあったら具体的に説明をしてください。

次に、3月にも質問しましたが、ことしの戦没者追悼式の実施形式についてです。

毎年9月に行われる戦没者追悼式について3月議会に質問しました。それが検討することになっています。私は平和の大切さを次世代に伝える内容など盛り込むことを求めました。遺族の会からも要望が出されていたとおりにお聞きしています。

村長は今議会の行政報告で、先ほど述べましたように村民の声に耳を傾けて村政に取り組むと発言をしております。このような経緯から考えると、遺族の会の要望に応える時期がもう来ていると思います。検討した結果、どのような形式に決まったのかお答えいただきたいと思います。

次に、環境保全型農業の今年度の具体的な取り組みについてです。

議会初日に村長は行政報告において、農業施策の分野では環境保全型農業を補正を組んでも進めていきたいという発言をしております。この発言から思い浮かべるのは、グリーンベルト施策の推進です。孺恋村は農業と観光の村づくりを進めている自治体だと認識しています。私は、孺恋村を訪れる多くの方々が行き交うパノラマラインこそ、環境を守ると同時に景観も兼ね備えたいと考えているところです。

そこで、お尋ねしますが、村長が行政報告で述べた環境保全型農業を進めるというのは、グリーンベルトにもなっているのか、そしてそれは具体的にどの圃場にどれだけの面積（距離）を進めるのか、もしも決まっているなら詳しい説明を求めたいと思います。

以上、この一つ一つの私の一般質問に明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目が生活道路の交通安全対策、2点目のごみ減量の取り組みについて、3点目はこと

しの戦没者追悼式の実施形式について、4点目が環境保全型農業の今年度の具体的取り組みについての4点でございました。

まず第1点目の点から、生活道路の交通安全対策についての質問にお答えをさせていただきたいと思います。

村道・県道・国道などの道路交通標示（道路の両側のライン、センターライン、横断歩道）ははっきりと表示することについてでございますが、道路両側の外側線につきましては道路管理者と、追い越し禁止の黄色いセンターライン、横断歩道や横断歩道予告標示、停止線につきましては、群馬県の公安委員会と協議を行い実施依頼をしていこうと考えているのでございます。

2点目、交通標識の破損、カーブミラーの破損、汚れ、枝などのチェック、補修に村が責任を持つことについてでございますが、カーブミラーの鏡の清掃、邪魔な枝などの伐採につきましては、西吾妻交通安全協会婦恋支部各地区分会の皆様に変なご理解とご協力をいただき、実施しておるのが現状でございます。また、地域の区長さん等も通じまして、高所作業車等の要望があれば随時応えさせていただいておるところでございます。交通標識やカーブミラーの補修につきましても、公安委員会、道路管理者と協議を行い、実施していきたいと考えておるところでございます。

村道部分につきましては、私が道路管理者として対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

3点目、交通事故撲滅宣言を実施するための日常行っている業務についてでございますが、春と秋に実施される全国交通安全運動、夏と冬に実施される県民交通安全運動の期間中に合わせ、西吾妻交通安全協会婦恋支部、婦恋村交通指導員、村内小中学校、長野原警察署と協力し、交通安全を周知する朝と夜の広報活動、朝の通学時間帯での街頭指導を実施しております。

西吾妻交通安全協会婦恋支部女性部の皆さんに変なご協力をいただき、東部こども園、西部幼稚園において着ぐるみによる交通安全教室も実施しております。

また、毎月1日と15日に婦恋村交通指導員の皆さんにご協力をいただき、朝の通学時間帯の街頭指導を実施しております。村内各団体、長野原警察署と協力し合いながら村内から1件でも交通事故が減少するよう体制を整えていこうと考えているところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

2点目、ごみの減量についてでございます。プラスチックごみの海への流出問題について

は、最近ニュース等でも大きく取り上げられていることで知っておりますが、私たちの生活に利便性と恩恵を与えているものとして、プラスチック製品は欠かせないものとなっておりますのも現実でございます。しかし、世界全体ではプラスチックごみのリサイクル率についてはまだ低い状況であり、2050年までには魚の重量を上回るプラスチックが海に流出することが予測されるなどの海洋汚染も懸念されております。

日本では3Rの推進などを進めていることもあり、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、エネルギー回収を合わせ有効利用率85.8%となっておりますが、世界的な取り組みが求められているところでございます。

西吾妻地域の廃棄物処理施設であります西吾妻環境衛生センターと構成町村であります嬭恋村、長野原、中之条町では平成25年からペットボトルのリサイクル回収を開始しております。今のところ、プラスチックごみのリサイクル回収は行われておりませんが、担当者会議ではその必要性は意見として出されておりますので、実現がされるよう要望を行っていきたいと考えております。

伊藤議員のご質問にお答えします。

1点目のごみ減量についての広報等への掲載の件でございますが、ごみの出し方ルールについては、昨年度は2回掲載させていただいております。また、不法投棄防止についても2回掲載させていただいております。ただ、減量化についての記事は昨年度はなかったと思います。5月の衛生班長会議において、各区の区長さん、衛生班長さんに出席をいただいた中で、上毛新聞の記事にもありましたが、直近の群馬県の1人当たりのごみの量と全国での順位、嬭恋村の1人当たりのごみの量と県内での順位などを説明し、減量化に協力をお願いしてきたところでございます。

また、庁内でも月例朝礼で担当より職員に報告をさせていただき、協力を求めているところでございます。

また、ごみの中でも生ごみの処理について、群馬県で実施している30・10運動と3キリ運動を紹介し、協力をお願いを行いました。7月の広報において、これらの数値や取り組みなどを紹介しながら、ごみ減量化について掲載を予定しておりますところでございます。

次に、2点目の温暖化対策、CO₂削減などの取り組みについてでございますが、直近の数値として平成30年度の嬭恋村の1人1日当たりのごみの量ですが、1,358グラムであります。嬭恋村のごみ減量運動の中で目標にしている数値は1,000グラムでございますので、まだまだ大きく開きがありますが、前年対比では全体の量で80トンの減となっております。

議員ご指摘の生ごみの減量化は嬭恋村としても重要な課題として取り組んでおり、さきに紹介させていただきました群馬県の30・10運動、3キリ運動を周知していきたいと考えております。

また、コンポスト容器や電動処理機の購入費補助も行っておりますが、先日の衛生班長会議で提案させていただきました大型の生ごみ処理機のモデル機を希望地区に設置をさせていただく検討をしております。区長さん方には提案して検討いただいておりますところではあります。試験的に設置が可能であれば、積極的に導入して行いたいと考えておりますところでございます。管理上の課題や事務的な懸念などの意見もあり、難しい点もございますけれども、生ごみの問題について減量化のきっかけになればと考えております。よろしく願いいたします。

3点目、ことしの戦没者追悼式の実施形式についてのご質問でございました。3月議会のときにもお答えさせていただきましたが、嬭恋村戦没者追悼式につきましては、かつて遺族会主催の慰霊祭と同日に開催しておりましたけれども、遺族会員の高齢化等に伴い、遺族会主催の慰霊祭を取りやめました。現在の嬭恋村戦没者追悼式の形となったところがございます。例年の式典の形式に変更するには、関係機関との調整もあるため今年度は難しいと考えますが、まず戦没者追悼式に一般の方々も参加していただけるよう、広報等で戦没者追悼式の日程を周知することを考えております。

また、会場内に嬭恋中学校で行っている平和学習の紹介のコーナーを設置することも検討しております。その上で、教育委員会、学校と平和学習としての意義や現在行っている交流事業などに関係づけ、学校の教育課程への位置づけなどの調整をしながら、検討していきたいと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

4点目でございますが、環境保全型農業の今年度の具体的な取り組みについてでございます。グリーンベルトの設置につきましては、環境保全型農業推進協議会に加入している農家それぞれが個々に取り組んでいただいております。設置の面積等につきましては、農家の申告に委ねておるところでございますが、標準の設置幅を2メートル以上としてお願いしております。現在、農家から申告に基づく平均的な数値が1.8メートル幅となっておりますので、引き続き2メートル以上の確保を目指し、設置のお願いをしていく所存であります。

また、過去には設置場所を指定し、重点的に設置をお願いしていた時期もございましたが、近年は場所の設定は行っておりませんので、今後、再度検討課題とさせていただきたく存じ

ます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これより一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） まず、1点目の生活道路の交通安全対策ですけれども、先ほど村長の答弁は忠雄議員のときと同じように県の公安のほうと、それから道路管理者の村とか国・県が行っているというのはわかりましたけれども、私は再三、例えば事故の多い大前のAコープの前とかについては、何回か村当局、担当課にお話ししたんですけれども、なかなか直らないので、実際に中之条土木事務所にも行ってお話をしたら、それはやっぱり道路の脇は道路管理者でいろいろな表示、黄色い線とか横断歩道は公安のほうだから、村の担当課から警察のほうに言ってくればやりますというのは聞いているので、また帰ってきて担当課に言いましたけれども、なかなか事故の多い大前のAコープとか、あとサンエイのところとか、なかなか薄くなったままが何年間か続いているので、それで私は予算の中でも見てみましたけれども、建設課のほうに交通安全のほうの予算が400万円、国から来ているのか交付金が300万円、そこに村が100万円プラスしているということでやっていますけれども、もしもそれが少ないようだったら、やっぱりふやしてでも毎回本当に減ったら道路維持として村道管理者、それから村民の命を守るトップとして、それはやっぱり一番にやっていくべきじゃないかなと思うので、その辺が答弁を聞くと、道路管理者としてはやる、こっちは交通安全のほうだというふうに分けて言うから、なかなか進まないの、その辺の取り組みのところをもう少し村長が常に村民の生命財産は守るんだと言っているところで、その取り組みの意志、強い意志をもう少し示していただかないと、何でも予算がつくものでもあるし、やっぱりそれが生かされるようにするには、村長の意志が必要なので、その点について1点お答えいただきたいと思います。

それから、カーブミラーとか、そういうのは私も地域の皆さんがやってくれたりしているのはわかるんですけれども、そこら辺が、それでは地域の人たちにきちんと……

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん、一問一答ですので1問ずつお願いします。

○9番（伊藤洋子君） すみません、間違えました。じゃ、その村長の意志についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） これは忠雄議員と答弁ダブる部分あるかもしれませんが、国道のライン、県道のラインについては何度も言いますが、私はお願いを当然しております。また、改良工事もお願いをしっかりとしておるつもりです。また、議員の皆さんも、もしそういうところがあれば一緒に陳情に行くなりしていただけたらと思っております。

村道については、本当に農道についても私の責任です。全部で645キロメートルあります。また、林道は18キロあります。これも道路上の瑕疵については村長の責任でありますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

ただし、3桁国道と交通安全について、信号等の関係は交通安全協会、群馬県の協会でございますし、それから道路標識につきましては道路管理者の標識もあります。いろいろな表示にはルールがありますので、また道路上のラインにつきましては、それなりに我々も予算を毎年とって必ず対応して、全線を全部やれというわけにちょっといきませんので、予算の限られた中で村道については予算を確保し、また補助金も、もらえるものについては確保するべく努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

村のほうでやっているラインとかの事業なんですけれども、先ほど伊藤議員おっしゃられたとおり、交通安全特別交付金というのをいただきまして、村のほうで道路維持費として交通安全施設整備事業交付金事業という名前で毎年4月の一番初めに発注をさせていただいております。

それで、この交付金の事業なんですけれども、交通安全に関すること、センターライン、先ほど村長のほうから言いましたけれども、白いセンターラインですね。それと外側線、横の白い外側線ですね。そういう村で引けるものと、あとはガードレールの破損、それとカーブミラー等の破損をしたところの取りかえ、そういう事業をこの発注によって実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ①については、村長のほうも今後もやっていくということですので、私がなぜこういうふうは何回も言うかという、やっぱり観光地としては夜とか霧が濃いきとか、あの線がすごくよそから来た方には役に立つという、頼りになることなんで、そ

の観光地としての視点からも、ぜひ今後も強めていただきたいというのは要望しておきたい
と思います。

それで、②の交通標識の破損とかというのを各地域の皆さんにもやっていただいていると
いうことでありますけれども、何かそういうところの予算とか、きちんとされているのか、
この1点だけ、また質問させていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、カーブミラー等の管理につき
ましては、年度当初、春の交通安全運動の村の交通対策協議会の会議の中で各地区の分会の
皆様をお願いをして、毎年毎年管理をしていただいております。破損等があれば総務課のほ
うに申し出ていただいて、それを対応しているところでございます。予算については年間、
約でございますが、160万円、カーブミラーの修繕費というような形で確保させていただい
ております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 次に、ごみ減量の取り組みについてお話ししたいと思います。

これはプラスチック問題のことで私も衛生組合のほうに会議に出させてもらったりしてい
るので、分別のことをお話ししたんですけども、例えばすぐにでもできるということで、
レジ袋とかのことを大きい商店とかと関係して取り組んで、それも今、大きな問題になっ
ていますので、そういう取り組む気持ちはないのかどうかというのをまず答えていただきた
いと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 伊藤洋子議員の質問に答えさせていただきます。

レジ袋につきましては、随分前、群馬県の中で進めているときがありまして、そのときは
群馬県内統一した方向が出なかったんですけども、今全国的にそういった問題も注目され
て、運動が出てきております。嬭恋村でもいい方向になるように環境衛生センターと検討し
ていければと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 次に、生ごみのことですが、先ほど村長が長野県の松本市のこ
とを例を挙げて、群馬でもすぐ取り組んだというところで、なぜ嬭恋ではできないんだらう

かというので、いろいろ見たんですけれども、私も調査すると、やはり各自治体がそれぞれの自治体でゴミ減量に取り組もうということで、自治体の特徴を出してやっているんですね。

例えば、京都府の亀岡市なんかも使い捨てプラスチックゴミゼロ宣言とかやったりしているし、東京都の小池知事はオリンピックまでに会場の一部でプラスチックの使用禁止とか、そういうふうに各自治体の取り組みをやって特徴をつけている。松本市はそのとおり、先ほどの30・10運動をしたということで注目されているわけですが、そのようにわかっていたら、村長もいいことはまねすることもいいことだと言うから、そうしたら即孺恋村もこういうことをやっていますというものを出していくのが、やっぱりその村が独自で取り組んでやっているというのが世間にも広がるし、村民にも大きな啓蒙活動になると思うんですけども、そういうことを村長、勉強したならば即やるというのが、そういう姿勢をちょっと示していただければと思いますけれども。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 孺恋村におきましては、ここ12年間、環境のための3%ということで、ゴミの減量に啓蒙活動もし、衛生班長会議でもお願いをしてきたところでございます。12年前は年間約5,600トンのごみでございました。今は大体年間4,800トンでございます。着実にゴミは、孺恋の村内のごみは減ったという状況に現状ではなっております。これは景気が不景気になっているというのもあるかもしれない部分もございますが、いずれにせよ、ゴミは確実に減ってきておるということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長はゴミが減ってきていると言うけれども、処理費用に1億7,000万円もかかっているということでは、減ったのはもしかしたら人口とか何かのこともあるし、一概に言えないけれども、私の言いたいのは、孺恋村として、こういうふうに取り組んでいるというアピール、宣言、村長が年初めにも、ことし環境が一番ということを行っていますし、その環境への取り組みとして孺恋村はこういうことをやっていくんだというのが外にも発信できて、それがまた村民に返ってきて、ああ、うちの村って、こんなことをやっているというそういう取り組みの仕方をしていくのが相互作用して、本当に村民との協働でやっていけると思いますので、その辺の勉強したことをどう行動にするか、村としてやっていくかが、なかなか村民に見えないんですよ。

広報で知らせるといってもありましたけれども、先日このごみの出し方が手引が配られたようなんですけれども、その中にごみ処理機のこと書いております。けれども、村民1人1人というか、全員に聞かないけれども、案外知らない方がいるから、そこで先ほど言ったようにそういうことをやる時は広報に「孀恋のごみを減らしましょう」というそういう何かアピールを常に載せて、村民が「あっ、そうか」というふうに思うようなことをやる方がいいと思うんです。それが、この生ごみ処理機とかコンポストの補助金もあって、ああ、コンポスト置けないような人はじゃ生ごみ処理機をやろうかというふうになると思うので、その辺の啓蒙活動はもっと進めていただきたいと思っておりますけれども、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孀恋村のごみについては年度当初、衛生班長会議、これには区長さんもお参加をいただきまして、その年度内におけるごみの焼却するごみ箱ですね、今全部で箇所で見ると120カ所ぐらいあると思っておりますが、悪いところを順次直していくとか、網にここはするとか、あるいは夏場でございますけれども、別荘地帯のごみが業務用のごみが大量に出るという孀恋村の特徴もございます。季節に応じて、ごみの量も春夏秋冬大分違う変動はあるわけでございますけれども、今、伊藤議員のご指摘のようにコンポストの補助、あるいは電動処理機、これについても補助事業もやっております。この啓蒙活動が足りない部分も私もあると思っておりますので、担当にはしっかりと啓蒙活動しろと。

それから、現場で衛生班長さんには本当にお世話になって、ごみが散らかってれば全部集めてもらったり、それから夏場につきましても大量のごみで臨時が今2人行ってお願いしております。一番多いときは3人体制でやっておりますけれども、ごみの量が中途半端じゃございません、別荘地内につきましては。本当に衛生班長さん、各地区、本当にお世話になって、活動しておることについては本当に心から感謝しております。

いずれにせよ、ごみをみんなで減らそうと。無駄な食品ロスをなくそうということは当然のことだと思っておりますので、今後も担当及び衛生班長、また各地区の区長さんにもお願いをしておるところでございますので、今後ごみの減量につきましては、啓蒙普及活動をしっかり取り組んで、少しでも環境のための3%、1回しっかりと推進してまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、先ほどからそういう啓蒙活動言っていますので、今この場所で例えば処理費用が1億7,000万円かかっているとか、あと平成28年の食品のロスが643万トン、これは東京都民の1年間の食べる量に匹敵するというニュースが流れていましたけれども、そういった具体的な数字とかで、ここの場だけで言うんじゃないくて、村民にも1億7,000万円という、そのお金を捨てているような感じに思うので、もったいないなというそういった視点からの啓蒙活動も大いに進めることを要望しておきたい思います。

それから、先ほど村長から大型処理機を検討中ということでしたけれども、ぜひそれを各区との綿密な打ち合わせをして進めていけば、より減量になると思いますので、そのことも要望しておきたいと思います。

次に、3点目のことしの戦没者のことですけれども、3月にも一般質問したので、私はもしかしら記念式典のようなものも入れられるかなと思って期待していたんですけれども、残念ながらその形はとれないということで、先ほど村長の答弁にあったような関係機関とか村民にも多く広報して、やっぱり私たちが平和の大切さを忘れないような取り組みにすることを求めていると思います。

私がこれにこだわるのも、先日、国会で丸山議員の発言が問題になっていたように、やっぱり戦争を体験しない人は、なかなか戦争が本当に怖いこと、恐ろしいことというのが肌で感じられてくるので、子供たちも含めて、ぜひそういったことを言い伝えていける機会にもなったらという思いでやりましたので、先ほど村長から答弁があったように、この点については来年度に向けてはぜひ学校機関と、それから遺族の会の人たちと皆さんと相談して、来年度にはそういった方向の取り組みになることを考えていただけるかどうかだけ答弁していただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁させていただきましたとおり、前向きに次年度に向かっても取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、この点については前向きに検討といたら来年度には何らかの変わった形になることを期待しておきたいと思います。先ほど言ったように3月議会でも言ったにもかかわらず、きょうの答弁がまた同じようになったので、ちょっとがっかりし

ているところですので、強く求めておきたいと思います。

次に、環境保全型農業のほうですけれども、これも予算書のところで3月議会の予算説明のときに先ほどの質問でも言いましたけれども、村長が補正を組んででもやっていくと言ったその村長の意気込みが具体的にはどういうことを差したのかをまず1点、質問させてください。

〔「質問の趣旨がちょっとわからない」と呼ぶ者あり〕

○9番（伊藤洋子君） 予算の説明をしているときに、村長じゃなかったのかどうか、担当課だったんでしょうか、補正を組んででもやっていくと。やっぱりこれ村長です。そういうふうに説明をしているんですよね。だから、その意気込みはどういうことだったのか。私の思いはグリーンベルトの思いでいたけれども、そうじゃなく、何かほかのことを考えていたのか。予算の説明のときに、環境保全型農業の推進事業の予算の196万9,000円組んでいるところの説明で、そういうふうに言ったんですよ。だから、その意気込みが何だったのかをお聞きしたいんです、まず1点目として。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） すみません、196ページでございますか。確認させてください。ちょっと答弁わからないので。質問の趣旨がわかりませんので確認させてください。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 担当課長がもしわかるようでしたら、その環境保全型推進事業のページ、196万9,000円の予算についての説明をしたので、何をしたかったのかがちょっと伝わらないので、あえてここで質問したわけなんですけれども、それがわからないでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 正確にといいいますか、それが伊藤議員の求める答えかどうかわかりませんが、多分説明のときに、今言われるように必要があれば補正も辞さないというようなことで進めたいと言ったふうじゃないかなというふうに記憶しておりますが。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 必要があればというのは、協議会の中で話し合いをして、各農家の人とか組合とかから何か出されて、より予算が必要になったり、何か環境保全型農業にかかわることが出てきた場合ということになるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） そのように解していただいていると思います。それとは別に、いろいろな意味で環境保全ということは注目されておりますので、我々のほうでも考えておりますし、そういうところで必要があればということでご理解いただければと思います。

○9番（伊藤洋子君） あと村長にお聞きします。

先ほど予算書を見て言ったんですけれども、村長は議会初日の行政報告の中でも、農業では環境保全型農業を進めていくっていう抱負が語られたので、それであえて私は観光と農業の村なので、そういった点で景観も含めてきれいにしてほしいという思いでこの質問を取り上げたわけなんですけれども、先ほどの答弁でグリーンベルト施策を具体的にというところで今までは2メートル以上というのがありましたけれども、私はそのグリーンベルトは担当課に確認したところ、道のほうが低い場合、道にうんと流れるから畑のほうが高いところは進めていくというのがあったので、それはぜひ進めてほしいし、今後は八ッ場ダムができて、やっぱり婦恋村の泥水が流れるというのも、また今後、心配の種になるので、そうした点でも本当にそういった場所があったら強力的に進めていくべきと考えて、それがまた景観にもよくなるという意味で、この質問を取り上げましたので、畑がそういう場所にあるところは今後、強力的に進めるということはお約束できるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 議員のおっしゃるとおり、水は高いところから低いところへ流れるわけでごさいます、議員がここにご指摘のパノラマライン沿いというのもいい考えであると思いますが、必ずしも道路を中心に谷のように畑が来ているわけではないというそういう意味で、道路のほうが低くなっているところは当然効果がありますので、するべきではないでしょうかというふうなことを言ったつもりでありまして、できれば前、村長の答弁の中にもあったように、過去には区切って、その場所その場所を重点的にした事例もありますので、引き続き検討課題とさせていただきたいということでもありますので、そのように進めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それと、もう1点これに関連して、環境保全型農業の取り組みになるのかですけれども、パイロット事業の1期のところがどぶがふさがって、泥が入って、なか

なか水が流れなくて、大雨が来ると水が道路にあふれるところがいっぱいあって、そういうところが本当に環境保全型って環境に配慮しているかなと思われる部分があるので、その辺が知りたくて、担当課にパイロット事業のどぶ板から何メートルはそういう村の責任分野なのかという問いをしたとき、農道とか村道はそのときの工事によって責任を持つ分野が幅が違うというので言われたんですけれども、ぜひ第1次パイロットのところの景観とか、それからどぶが埋まっているところなんかもきちんと整備していく今後の課題じゃないかなと思うんですけれども、その辺も調査して、きちんと進めていってほしいという要望しておきたいんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤さんの質問に答えさせていただきます。

道路管理と申しますと、道路区域というものがあまして、平らなところだとU字溝があって、そのU字溝の補修とかをするために余分に50センチ畑側を買ってあるとか、そういう形で用買とかをさせていただいて、その中のものに対しては道路区域ということで村のほうで管理をしています。ですから、U字溝が埋まっているというところは、そこは村の管理になると思いますので、それも工事を発注して随時悪いところは今掘るようにしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、平らなところ以外ののり面があるところは、のり面の上までは道路の管理用地となっていますので、両側ですね、下の土手があるところもですね。そんな形で道路の幅というのは村のほうで管理させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） これは答えていただかなくてもいいんですけれども、私が今回このパノラマラインとか環境保全型農業を取り上げて質問させていただいたのは、よそから来るお客さんたちが本当にキャベツ畑当の中を走ったときに、わあ、きれいだ、本当にきれいだって喜んでくださるお客さんが多いので、そうした場合に、やっぱり道路が少しでも平らになっていて気持ちよく見える環境にしていけば、もっと観光地としてもよくなるのじゃないかという思いで取り上げましたので、ぜひ今後とも、そういった視点でも農道とか村道とかの整備を検討して考えて工事等進めていっていただきたいという思いで質問しましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をさせていただきます。

まず第1に、熊川村政4期目についてであります。

熊川村政も10年ぶりの村長選が4月に行われ、前回12年前の得票数4,338票で、今回は3,652票を獲得し、4期目の村政のかじを取ることになりました。

3月の一般質問で、私は前回のマニフェストについてお尋ねいたしました。それは、自然エネルギーについてでありました。今回の選挙戦において、村長は「熊川栄8つの約束」と題して後援会の会報誌を出されております。その中で「第1財政について、第3次財政健全化計画の着実な実行をします」とありますが、第3次財政健全化計画は平成25年までであり、計画完了報告書まで出ておりますが、何を着実に実行するのでしょうか、お尋ねいたします。

また、「村有財産の有効活用を進めます」とありますが、どこの村有地を、どのように有効活用するのでしょうか。村有地の中で工業用団地の土地があり、これについて何度か質問してまいりました。農地転用し、普通財産にしておくと言っておられましたが、村のホームページには工業用用地予定地として載っております。農地転用のことはどうなったのかお尋ねいたします。

また、青山の土地についても、その後の進展がありませんが、活用は諦めたのでしょうか。青山地区のお考えをお尋ねいたします。

また、この8つの公約については、後ほど再質問して各項目についてお尋ねしたいと思っております。

第2に、防犯カメラについてであります。

今般、防犯カメラ設置は現代社会においては不可欠なものとなっております。例えばセルフスタンドで取り忘れたおつりを盗まれた事件がありました。防犯カメラにあとから来た別

のお客さんが盗んだところがばっちり映っており、その後の取り調べを受け、逮捕されたという事案もあります。また、ストーカーに対しても規制法ができ、対応が期待できる場所ではありますが、証拠が少ないと、なかなか取り調べが進まないということになりますが、防犯カメラの映像が重要な証拠になっていくことが多くなっており、解決につながっているようです。

このように防犯カメラは犯罪の抑止力になったり、犯罪の証拠になります。解決につながります。特に児童や学生たちの日々の安全確保や不審者のチェック等ができます。2年前に当時の長野原署長様からの要望もあり、何台か当時設置をいたしました。

そこで第1に、村内には何台の設置台数があるのか、また設置場所を把握し、管理はどうしておられるのかお尋ねします。

また、観光地として力を入れていこうとおっしゃっておりますが、防犯カメラの需要が多くなると思いますが、今後の設置計画をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、各学校・幼稚園・こども園の保安についてであります。

最近、同僚議員からも先ほどありましたが、川崎市登戸で発生したスクールバスを待っていた児童や学生、そして父兄の列に刃物を振り回しながら襲い、児童1名、父兄の方1名が亡くなられた事件がありました。田舎と都会では生活のストレスが違うと思いますが、このようなことが嬭恋村でも起きないとも限りません。

私は前任の教育長に、学校や幼稚園に昼間や夜間もそうであるが、敷地内に容易に入れていように門扉等を設置すべきではないか進言しておりました。そこで、現在の各小学校、幼稚園、こども園、中学校に外来者が容易に敷地内に入ってしまうのか、現状はどうなっているのかお尋ねします。

また、今後、保安対策についてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（松本 幸君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点目でございますが、嬭恋村政4期目についての中で、第3次財政健全化計画の着実な実行をしますということについて、どういう意味なのかというご質問でございました。

平成19年に私も村長に就任をいたしまして、当時、平成19年6月15日に地方自治体財政

健全化法という法律が成立しました。そこに4つの指標がございまして、第1の一番重要でありました実質公債費比率という指標がありました。この実質公債費比率は25%以上につきましては、もういよいよレッドゾーンですよという意味であったわけでございます。翌年の実質公債費比率が28.3%ということで全国でワースト11位と、婦恋は夕張になるんじゃないかという状況がございました。そのときにつくったのが第1次の財政健全化計画、これは国のほうからの指示もございまして、続いて第2次財政健全化計画、続いて第3次の財政健全化計画をつくりなさいと。また、群馬県知事には逐次決算について報告しなさい、監査については外部の公認会計士をつけなさいということで、外部の公認会計士もついて監査をしていただいたという状況が続いたという状況でございます。

そのときに作成した最後の財政健全化計画、これが第3次財政健全化計画でございます。現在はその第3次財政健全化計画に基づいて財政比率を守って、村民の負託に応えるという大原則はそのまま引き継いでおるということでございます。

これが具体的に何を意味するかということでございますけれども、この件につきましては、村民の財産、つまり不動産は土地・建物があるわけでございますけれども、まず土地・建物についてでございますが、建物については一昨年3月議会において、国のほうの指導もございまして、基礎的自治体全てがつくりました公共施設の再編計画、これは議会にも報告してきておる計画を策定したわけでございます。もう一つは、その土地・建物だけではなくて、インフラ関係でいえば道路、村道、農道、林道、あるいは上水道、水道の施設、簡易水道、下水道、公共下水道と農村集落排水事業の水道・上水道と村の管理すべき村の施設、ハード面もたくさんあるわけでございます。これらを必ずこれから20年後には昭和時代に過疎債を使ってつくった、高度成長のときにつくった施設が全国各自治体が中長期に財政規律を守って中長期のプランをつくって計画的に整備をして改修をしていきなさいというプランを基礎的自治体全ての自治体がつくってきたという経緯がございます。

私が言いたいのは、そのような第3次の大きな流れの中の財政健全化計画をしっかりと守って、なおかつ中長期で、これは中長期の計画ということでございますので、婦恋村民の財産である土地・建物の不動産あるいはその他の公共施設、これらについてしっかりと中長期の計画をつくってきたと、財政規律を守ってしっかりと取り組んでまいりたいという意味の趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

「村有財産の有効活用を進めます」という大久保議員のご指摘でございます。何点か青山の件、あるいは工業導入用地の件等大きな課題については、大久保議員ご指摘のとおり、今

までも議会と協議をしまいにしました。

青山の件につきましては、61ヘクタール、5,300万円をかけて議会の承認を得て境界が確定したという状況になっております。中身についていろいろ議論があった中で、経過としては現在、国土交通省利根川水系砂防工事事務所に道路の中の基本的なストックヤード及び道路をつくっていただくという状況で現在は進んでおります。それに合わせて議会にも今まで説明してまいりましたが、あわせて村の考え方を集約してまいりたいと、青山については考えております。

また、工業導入用地については農転の許可等もあります。当時の資料もしっかりと確認をしまして、現在は群馬県の農政部農業構造政策課と今協議をしております。時期が来れば、しかるべく手続はすぐ取るつもりでおります。また、大久保議員のご指摘のとおり、大きなこれも土地でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

それから、こん丸山、これも大きな、黒岩忠雄議員が以前から言ってきた土地の件でございます。これも大きな面積のある土地でございます。それから、現在将来は上信自動車道に合わせて鎌原の周辺整備あるいは大前の共有地、あるいは今言った工業導入用地、あるいは青山の土地、さらには田代に向かったの途中にインターナチェンジという要望もあったりするものですから、それらを含めて村有財産をどうあるべきかというランドデザインをもう少し具体化しながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

土地につきましては、議員の皆さん12日に視察をしていただきました。太平洋クラブが261ヘクタール、カイルカキが52ヘクタール、砂塚が42ヘクタールということでありまして。800ヘクタールの浅間牧場がありますが、その周辺はお互いに、また観光も含めて浅間牧場とも連携しながらしようと。地域のためになる浅間牧場にしようということで今協議を進めておるところでございます。逐次また浅間高原観光協会も参加しておりますし、有識者も参加していただいておりますので、あの周辺の土地についてはそういう方向で考えたいと思っております。

それから、高峯を議員の皆さん見学していただき、あそこにホテルができてきております。今までも開発の関係で水の処理とか環境の関係では業者としっかり議論をしてきたつもりでございますが、あれだけ進んできております。当初はスキー場オンリーという施設であったわけですが、今はオールシーズン使うという土地になりつつありますので、今後また社長さんともオールシーズン有効に使うという方向であるなら、地代について、またちょっとしっかりとお互いに協議をしまいにしたいなど、こんなふうに考えておるところでございます。

ます。

いずれにいたしましても村民の財産、特に村有財産についてはハード面・ソフト面全体を含めて有効活用をしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、川崎市で発生したスクールバスの件についてお答えをさせていただきます。

村内の各施設の保安現状につきまして、まず門扉の設置状況であります。西部幼稚園、東部こども園は園児の行動範囲については周りを囲ってあります。東部小学校は一部を除きフェンスで囲ってあります。西部小学校は今年度、外構工事を行い、全てフェンスで囲むことになっております。そして、婦恋中学校は道路側にフェンスを立ててあり、正面は門扉がありますが、完全な設置は行っておりません。

また、防犯カメラについては各施設に設置しております。職員室にモニターを設置し、各方面に3カ所にカメラの設置を行っております。これまで各学校、幼稚園、こども園において危機的な防犯上の事件は起きておりませんが、でき得る防犯対策は今後も行っていく必要がございます。

先ほどの土屋議員の関係と重複する部分もございますが、児童生徒の安全確保についても、教職員はもちろん児童生徒の意識をより高めるとともに、安全指導及び警察等の関係団体の地域との一層の連携を図るなど、その対策に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

もう1点、防犯カメラの件でございます。現在、婦恋村で設置した防犯カメラは主に交差点を録画しているものが7台、役場の出入りを録画しているものが2台、幼・少・中学校にも設置されております。交差点の設置場所は東部婦恋線、パノラマライン北ルート交差点、旧けんちゃん食堂、国道144号パノラマライン南ルート交差点古永井、国道144号県道大笹・北軽井沢線交差点大笹信号、県道大笹・北軽井沢線鬼押しハイウエー交差点、日本興行、国道144号大前・須坂線交差点西部小、国道144号村道三原・鎌原線交差点笹平、県道婦恋・草津線万座ハイウエー交差点岩井堂であります。婦恋村への車両等の出入りについて確認をしております。

防犯カメラは最大で1週間録画できるタイプのもので、その後、映像は上書きされていきます。交通事故等で警察から要請があれば、映像の確認に協力をしておるところでございます。

今後の設置についてでございますが、毎年、通学路の安全点検を建設課、教育委員会、総

務課、長野原警察署で合同実施しており、今年度は2カ所、大前駅連絡通路、新三原大橋下通学路に設置予定でございます。今後も点検の結果により、要望があった場所については設置していきたい、また事故多発や犯罪多発箇所等があれば設置を検討していきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） これより一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） 答弁ありがとうございます。

まず最初に、最初の「熊川栄8つの約束」ということで、そこから潰していきたいと思いますが、村長が言わんことはわかるんですね。規律を守っていくと。ただ、文面で「第3次財政健全化計画を」と書いてあると、これはもう先ほど言ったとおり、平成25年で終結していて、報告書まで議員に回っているわけですね。だから、それを言わんとすることはわかるけれども、村民にそれはおかしいではないかというのが1つ私の疑問だったわけです。それがあるわけですね。

だから、規律を守るということは、それわかるんですが、そこをなぜこういう文面を出したのかということが1点お聞きしたいということと、あとその次に村有財産の有効活用だったんですけれども、青山の土地は特に議会からも取得してまではいいということまできて、なかなか先が進まないというふうなことがあって、立木のお金を払ったときに、立木ですかね、検査したですよ。それは2年間もつということ、そうするとその2年間が切れると、また立木の成長する測量しなければいけないのかということになってくると、またお金がかかるし、果たして村長はやる気があるかということがあるわけですよ。それがきちんと見えてこないというのが1つと、工業団地、何回も何回も私お聞きしているんですけれども、工業団地をその農地であるので……

○議長（松本 幸君） 大久保議員、一問一答でお願いします。

○10番（大久保 守君） じゃ、その土地とそれだけ、とりあえず。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

第3次の財政計画というお話の件でございますけれども、今の時期に報告書まで出ているのに何でだというご意見でございます。

基本的に私もマニフェストに書いていますが、あと議会でもお話しさせてもらい、村民にもお話しさせてもらっていますけれども、国が予算編成をするときに、あるいは群馬県の予算編成、ことし国は102兆円、群馬県は7,523億円でございます。その中身について自分の担当課の課長は全部一応精査してくれと。そして、村が行うべき事業について、補助事業、交付金あるいはかかわりのある政策的なものについては、しっかり確認してくれということで、うちの課長はそれなりに応えてくれていると思っております。そういう意味で、真水で孀恋のお金だけでやるという意思是、私は毛頭ございません。それでもないということであれば、必要なものは必ず孀恋村の税金だけで事業したいと考えております。

そういう意味で、就任したときに本当に職員の給料10%ずつ年間切ったと。1年分切ったわけですね。農協さんにも、これだけ何百万円切ってくれ、商工会長さんにも何百万円切ってくれと。各団体あるいは区長さんも報酬を切って財政再建果たしてきたというときがあったわけであります。私も心の中では、あの当時、本当にやっていけるのかという状況が強くあったわけであります。そういう意味で、ものをもし事業を執行するについて、国・県等の制度が活用できるもの、補助事業があるもの、交付金があるものというものについては最大限活用させて生きていくということで、その信念は変わっておりません。したがって、それにのっとり、やはり財政規律を守って前に進むと。そして、現在は貯金も総額で35億円ぐらい貯まってきておるといふ現実もあるわけです。

そういう信念がありますので、そういう意味を込めて、あわせて先ほど申しましたとおり、公共施設の将来のあり方、今、当面というよりも中長期のあり方という意味で、今それをしっかりと確認し、中長期のプランを具体的にしていきたいということを述べているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、青山工業導入地、工業導入地について総合政策課長、一言後で答えさせますけれども、今進展、具体的に時期が来れば必ずしたいと考えております。

青山の件につきまして、大久保議員のご指摘のとおり、立木については2年間という制約があったというふうに私も認識しておりますので、それにもとらないように今後もしっかり取り組んでいきたいと。

それと、国土交通省、利根川水系砂防工事事務所と吾妻森林管理署署長さん、両方には現在の進捗状況ということで、利根砂防のほうの所長さんはしっかり取り組みますということで、また吾妻の森林管理署の署長さんは聞く耳を持っていますと言っておりますので、この次の議会までには、しっかりと確認をして、現在の青山についての国の進行状況については

説明できるようにしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） はい。

〔総合政策課長 加藤康治君登壇〕

○総合政策課長（加藤康治君） それでは、工業導入用地の件について私のほうから説明をさせていただきます。

これについては前から同様の説明をさせていただいておりますが、既に前任者において県との協議の中で特に大きなハードルはないというふうな見解をいただいておりますし、私のほうでも県に出向いて確認をさせていただいているところではありますが、一般的な農地転用と同様に、まず計画があって、申請を出して、それに基づいて許可が出て、それが実行されて法務局がそれを確認して転用が図られるということになりますので、まずは村が次の計画をつくって申請をしていただければ、工業導入用地の撤廃もしくは農地転用ですか、それも特に支障がなというふうな見解をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 健全化財政、財政健全化、村長言わんことはわかりますので、ただ「第3次」とつけるのかどうだったのかというのが非常に疑問だったのでお聞きしました。それは結構です。

土地についても、工業団地はなぜあそこは一般財産にしておいた方がいいだろうと。その1つは青山に墓地をつくるのは、それはだめであろうと。その墓地を工業団地に移したらいいだろうということが発端なものですから、その前に工業団地はもう一般財産にした方が使いやすいし、やった方がいいよというふうな話だったので、ただきちんとした計画がないと農地転用できないと、そういう話も聞いておりますが、発端はそうだよということはちょっと村のほうは頭に入れておいてもらいたいと思ひます。お願ひいたします。

その中で、またじゃ1つ。8つもあるんで幾つもあるんですけども、外交の中で、みずから村のトップセールスマンとして動くということで、これはキャベツを埼玉県へ全ての都市で村長配っておるわけですけども、監査委員から果たしてこれは効果があるのかという監査委員の意見書が出ておりました。その点をどうお考えなのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先の選挙において「熊川栄8つの約束」、その8番目に外交という項

目がありまして、その真ん中に「みずから村のトップセールスマンとして働きます」という3項目の真ん中に1項目がございます。これについて大久保議員が埼玉にキャベツを64市町村に毎年配っておるのはいかがかという、効果があるのかと。特に監査委員から費用対効果といえますか、あるのかという意見があったということは確認をしておるところでございます。

私、個人的には当初スタートした意義は、今、埼玉県は人口は730万おります。群馬県197万、群馬県よりはるかに3倍以上も人口がおるところであります。今、さいたま市だけでも128万の都市であります。高崎は37万、前橋が34万ということでありますから、高崎や前橋を足しても、さいたま市のほうが多いところあります。そのさいたま市だけで840名固定資産を払ってもらっています。64市町村のうち、今年度の方はちょっと数字把握しておりませんが、4,400人以上は固定資産税を嬭恋村にお支払いいただいております。戦略的に東京へ行く機会が多いですので、関越道沿いから始めたところなんですけど、全埼玉県を調べますと各市町村40市22市町1村ありますが、全てのところでマラソンに、嬭恋高原キャベツマラソンに参加、それから税金が一番小さい村、東秩父村だけですけれども、ここは3,300人の人口で、ここだけは納税者いませんけれども、あとは全ての市町に納税者がおるといこともありまして、感謝の意味も込めて御礼の挨拶及び嬭恋村のPRということで始めてきた経緯があります。

村民の中から、いつまでもこれは続けられるものでもないであろうという意見もあります。また、逆に費用対効果あるんじゃないかなという意見もあるのも現実であります。私も肉体的にいつまでもこれが続けられるものだと思っておらない部分もありますので、費用対効果を考えて今後は取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 監査委員の意見の中で、果たして費用対効果あるのかということですので、考えてみれば我々も村長が村長室にいないというのが非常に心配なわけですね。きょうどこ行った、埼玉ですというのが非常に多いのが現実にはあるんですね。だから、費用対効果を考えれば、村長がどすんと役場にいるのと、外へ出て埼玉なり何なり配ってくるのもいいんでしょうけれども、果たしてどっちが費用対効果があるのかというのは考えられるのかなと1つは思うし、埼玉県だけが日本の町ではありませんし、県ではありませんし、固定資産税をどうせ払っている中では東京都民のほうが多いでしょうし、東京都のほうが多

分埼玉県よりも多く婦恋に落としているんじゃないなと私は思っておりますし、そういうことを考えれば、今、村長いつまでも続けるわけでもないというような話がありましたし、そういうふうになるんでしょうけれども、今回、副村長が誕生したわけですから、時間は今度またできたわけですね。そうすると、また出かける時間が多くなるというのはいかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村民の皆さんから、村長、最近外が多いという意見はある、これは当初に比べれば本当に多くあるのは耳にしております。議会にもいろいろな意見があるのも承知しております。しかし、しっかりと村のために肩書を得て、土地改良、これやるなら第1次産業しっかりやれという強烈な意見もございます。また、国保の関係ですけれども、現在、町村会の副会長という立場で充て職的に国保連の理事長を仰せつかっておりますが、この2つ、土地改良とこの国保連の理事というのは非常に大きな責任を感じておる団体であります。我が村も当然国保の方がいらっしゃるわけですので、私自身にとっても大変勉強にもなりますし、土地改良と国保の件についてはしっかりと自分も取り組んでまいりたい。あと農政審議会の審議員も立場上仰せつかっておりますので、これも第1次産業をまもるためにしっかりとやってまいりたい。

それと、その他のどうでもいいというものはございませんので、どれも必ず村民のためにあるからこそ、やっているつもりでおりますが、なるべく肩の荷を軽くして、村民のために効率的に行政の執行をできるように努めてまいりたいと、その都度その都度判断をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうですね、村長はもう全国的な団体の職務にもついておられるので、確かに忙しいのはわかりますし、去年おとしですか、私がちょっと調べてみたら、村長の充て職は73職、78職だったかな、たしか当時あったと思うんですね。70職から兼任を持っているとそれは大変だと思うんですけども、そういうのを精査していくのも一つのやっぱりそれは考えだし、今言ったとおり第1次産業を主として考えていくのであれば、そういうものを残して、あとはもう引き継げるものがあるんだったら、引き継いでもらうというのも一つの考えではないかなと思っておりますので、それはそれで考えていただければと思います。

それから、あとこの8つの中でもう一つだけ、女性の中で共働きの世代のイクメン、カジメンを支援しますというようなこと、また女性の立場を働きやすい環境をつくるというようなことでうたっておるんですけども、イクメン、カジメンを支援するとなると、村長は民間の社長じゃないんで役場の村長さんですから、役場にそういうものをつくるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 8つのうちの4で女性という項目がありまして、その3番目に「共働き世帯のイクメン、カジメンを支援します」と提案して約束しております。

社会のライフスタイルが大幅に変わってきております。イクメン、カジメンという言葉が生まれて7年ぐらいになるんでしょうか。現在の日本国の労働人口は6,300万人、そのうち2,800万人は女性と言われております。女性が働くのは当たり前の時代だというふうに変わってきておるわけでございます。そういう意味で今の若い世代のライフスタイルは、先ほどスマホのSNSの話もあったりしましたけれども、ダイナミックに情報ツールも変わってきていますし、ライフスタイルも変わっております。我々の世代と今の20代の考え方はまるきり違ってきているというのが現実だと思っております。そういう意味で新しい時代、子育て世代がしっかりと定着していただくためには、それだけの施策を一つ一つ教育面でも、あるいは社会福祉面でも、しっかりと対応していかなくちゃならんと、こう思っておりますので、ここには抽象的な「イクメン、カジメンを支援します」とありますけれども、いろいろな行政全般にわたって、スポーツなり文化なり、あるいは教育なり、福祉なりの面において、子育て世代をしっかりと支えてまいりたい、こう思っておりますので、大局的な見地でご理解、ご支援いただけたら思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 大局的な話になればそれで終わっちゃうんですけども、こういう書き方をすると、もう役場では村長が一番トップですから、こういうような条例をつくって、イクメン、それからカジメンに有給休暇を与えるのかなと、ふと思ったんですが、そういうことはないということですね。わかりました。

8ついろいろあるわけですけども、これから新しく4年間、村長かじ取るわけですから、とにかく村がよくなるというのが議会も村政も同じだと思うので、特に村長は常に議会と村政は両輪だというようなことで、私はたまにはインチが違うんじゃないかというような話を

するわけですが、同じインチで同じ方向を向くように、ひとつこれからもお願いしたいと思います。

次に、防犯カメラのことですが、先ほど村長からいろいろありました。この前、上毛新聞にちょっと出ていたんですけれども、この川崎市の事件をもとに、渋川市ですか、渋川がスクールバスの乗車口に全部防犯カメラをつけるということを決定して予算をつけるということで渋川市は始めたそうなんですけれども、やはり今聞くと、乗り降りするところは余りないようなんですけれども、つける場所等々いろいろあると思うんで、最初からつけるというのも難しいと思うんですが、おちおちそういうのはやっぱりやっていかなければいけないと思うんですけれども、子供たちの乗車口とか、そういう点に防犯カメラつけられるのかどうか。教育長でも結構です。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

乗車口にということですよ、バスにということですか。この辺のところはまだ確認してないんで、ちょっとこの段階で何とも言えないんですが、そういうようなことができるのであれば、できる限りのものについては検討する必要もあるかなと思います。

ただ、スクールバスについては今、業者委託がほとんどです。そんな関係で、そちらのほうの規制とか規定みたいのがあるのかもしれませんが、よくわかりませんが、早々にその辺のところは確認をし、それで可能であればそんなふうな方向で考えていきたいというふうには思っています。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） つけられるのであればつけたほうがいいし、そういうようなことを計画立てて子供たちを守るという意味でつけていただければと思っております。

警察署長さんなんかお話聞くと、そういうのも必要だし、意外と橋の上が防犯カメラが欲しいんだそうなんです。なぜだなんて聞いたら、事故で落ちたのか自分で落ちたのか、そういうのが防犯カメラがあると、事件があったときでしょうけれども、非常に役に立つんだというふうな話もされましたので、そこまでは村は必要ないと思うんですけれども、草津町なんかもやたらとあるんですね、防犯カメラが。もうその数や嬬恋の3倍ぐらいの数がついている感じなんです。いずれにしても、この防犯カメラというのはこれからの時代に沿っていくと思いますので、この管理はあれなんですかね、つけた場合には電気代とか、そうい

う管理は全部総務課のほうでやるのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、先ほど村長からも申し上げたとおりの国・県道、幹線道路ですね、7台。それと、これからつけられる2台を含めて学校のカメラの管理費も含めて、全て村のほうで管理をしているという状況でございます。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうしましたら、防犯カメラのほうはそんなことで計画的に進めていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、最後なんですけれども、各学校、幼稚園、こども園の出入り口の関係ですが、確かに幼稚園、こども園ですかね、東部こども園、それから幼稚園は全部もう柵ができて入れないのかなという気がするんですけれども、ただ奥へ入っちゃうと、やっぱり出入りができるような感じもありますし、特に今度は東部小学校は工事がでて全部囲うような様子になっておるみたいですが、東部小ですかね、やっぱり一部切っちゃうところがあるんですね。例えば婦恋会館と中学校の間に入っていっちゃうと入れるとか、そういうような切れ目があるんで、そういうところはよく見ていただくのと、やはり最終的には中学校ですかね、中学校は前面のほうは国道側はあるんですけれども、駐車場なり後ろの村道のほうが全くないというのが現実だと思うんですけれども、そういうのはやはり工事はどんどん進めていくんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 防犯カメラ、今総務課長から話したとおりの数字でやってきております。ただ、署長さんから犯罪関係では既に今、非常に効果があったと。特に中学校の前、あれは犯罪じゃなかったんですが、交通違反でナンバーが映ったって即わかるわけですね。刑事事件案件でもそのほか3件ほどカメラの威力というものがあります。確かにまた上毛新聞さんのほうで週刊誌のほう出したりというようことで、非常に今、犯罪とカメラということでデジタル時代なんでしっかりと映像で記録に残るということは確実な証拠という、証拠能力も抜群でありますから、警察とは県境は特にしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

それから、今囲いの話がございますが、学校の施設については教育長からお答えさせても

らいます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えをいたします。

基本的には、やはり学校施設、子供たちの安全と考えると、きちっと囲うというのが基本になるかなというふうに思います。ただ、幼稚園、小学校は特にそのような形で今進めているところですが、中学校については中学校の学習範囲というか活動範囲というようなことも含めて、全部囲うということが学校として果たしていいかということについては検討していかなくちゃいけないと思います。

ただ、議員のおっしゃったように先ほど東部小学校については、東部公民館の裏から入れるということなんです。あそこに1つカメラをつけていただいています。それで、中学校については青春橋のほうと、それから前のほうということで、おおよそその範囲というか、危ないなというふうなところについては今のところは設置してありますが、このカメラの設置についても、あるいはまたその囲いについても、やはりこれほど何でもありというような世の中ですので、どこまでできるかというのは難しいと思うんですが、最善というか、できることについては前向きに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（松本 幸君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 全て早く設置していただくことを望んで、これで質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時28分

○議長（松本 幸君） 再開します。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、幾つかの点を簡単に質問いたします。きょう大変遅くなったので、30分以内ぐらいで終わりますので、よろしくをお願いします。

第1点ですね。青山国有地の購入と開発について。

- 1、現在までの経過。
- 2、利用計画に問題はなかったか。現在も進行しているのか。
- 3、利用計画書の予算もあり、段階的に進めたらどうか。
- 4、観光産業の基地としての村のアピールを図り、雇用の拡大や将来の財源の確保につながる施策を早急に打ち出すべきと考えるがどうか。

2点目、村管理のトイレの全面改修は。

- 1、現代式のトイレに全て改善するべきと考えるが、どうか。
- 2、村長は村の銘、呼称を何と公表しましたか。
- 3、まず、早急に愛妻の丘のトイレを回収すべきで、何か策があるのか。
- 3、たまだれの滝周辺の整備は。
 - 1、いこいの広場の現状はどうなっているか。
 - 2、湯尻川を含め、たまだれの滝の周辺整備はどう今後の方向性を考えているか。
 - 3、トイレの設置やその周辺の施設の充実を図り、現在の利用客の拡大と観光客の利便性を充実させる施策があるのか。

4年前の妙高高原と同等の雪山賛歌の碑をこの地に建立するという議会で採択されたが、これは懸案が10年以上前からの地元の要望があり、遅々として進んでいない。それはどういう理由があるのか。

以上です。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けて3つの質問がございました。青山国有地の購入と開発について、2点目が村

管理のトイレの全面改修は、第3点目は、たまだれの滝周辺の整備はでございました。

まず最初に、青山国有地の購入と開発についてにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、青山国有地に関しましては平成27年より、道の駅、公園墓地、都市型公園や自然体験の森等を整備するとともに、国土交通省によります浅間山噴火災害に対処する防災ストックヤードの整備を計画し、そのための用地として林野庁から総面積61.5ヘクタールを買い受けるということで進めてまいりました。この買い受け申請には当該土地の用地測量及び境界検測や道の駅等の建設予定施設の実施設設計が必要となることから、用地測量及び境界検測を実施し、平成30年12月に境界検測の成果について関東森林管理局による内容審査が終了したところでございます。この間、議会の皆さんとさまざまな議論を行ってまいりましたが、多額の造成費がかかるなど解決すべき課題があります。

現在の結論といたしましては、まずは村のその後の整備計画趣旨を理解していただく上で、国土交通省によりますストックヤードの整備を先行して行っていただき、その状況を見ながら村が行う具体的な整備計画を進めていきたいと考えております。

とりあえず昨年度の段階におきまして、国土交通省利根川砂防事務所から、令和元年度より詳細設計、用地測量等を開始し、令和4年度より工事着手の予定であると連絡を受けておるところでございます。

今後におきましても、利根川砂防事務所さんとの連絡を密に図りながら、この事業の進捗状況を注視し、効率的な整備を進めていかなければならないと考えております。議会の皆様にも随時報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、村管理のトイレの全面改修はという件でございます。

まず、1の現代式のトイレに全て改善すべきではないかのご質問でございますが、現在村内20カ所にトイレが設置されております。設置の目的が違うこともありまして、教育委員会、観光商工課、農林振興課、建設課と4課にわたってそれぞれ管理をしている状況でございます。

ただいま上坂議員からトイレを全て改善すべきでないかのご意見をいただいたわけですが、時代の流れで便器も和式から洋式に切りかわり、多目的トイレを設置するのが当然という時代になっておりますので、それぞれのトイレにおいて、修繕すべき機会に合わせて改善できるものは計画的に改善をしていくということがよいと考えております。そのように進めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、村長は村の銘を何と公表したのかの質問で、これは意味がちょっとわからない、質問の趣旨がちょっとよくわからないので、再度質問の意味を教えてくださいましたらと思っております。

3点目、早急に愛妻の丘のトイレを改修すべきではないかとのご質問でございますが、これまで水の確保が難しいということでありましたが、近くにある防除用水のタンクからオーバーフローしている水を利用させてもらえないかということで、昨年、土地改良区の事務局に相談したところ、問題ないだろうとのことでありました。このオーバーフローした水を小さなタンクを設置して貯水し、それをポンプアップすることで水が確保できると考えられます。後は電気を引き込む必要がありますが、愛妻の丘に快適なトイレを設置することは物理的に可能であると考えております。引き続き建設費用や維持管理費用、維持管理の方法などについて検討してまいりたいと考えております。

また、愛妻の丘で電気が使えるようになれば、売店を設置し、ソフトクリームや飲み物などの販売が可能となるため、経済的な効果も期待できると考えております。しかしながら、年間開所できない、冬場に開所できないというデメリットもございますので、総合的な判断を加えながら取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第3点目でございますが、たまだれの滝周辺の整備についてでございます。

まず、いこいの広場の現状でございますが、残念ながら施設自体は未利用のままとなっております。今後、新たに利用していただける方を探すなど有効活用に向けて努力していかねばならないと考えております。

次に、湯尻川たまだれ周辺整備の今後の考え方についてでございますが、これまでもたまだれの滝周辺の支障木の伐採を初め散策路の改良、池の土砂排出、未利用施設の撤去、多種類のツツジ植栽など少しずつ整備を進めてきたところでありますが、多くの皆様から湯尻川を奥入瀬溪流のように仕上げていったらどうかのご意見をいただいておりますので、引き続き支障木の伐採や遊歩道整備を初め、登山やレンゲツツジ群落、山野草、また貴重な高山蝶が鑑賞できる場所として観光資源を誘客に結びつける努力をしていきたいと考えております。

次に、トイレなど施設の充実により観光客の利便性を高める施策についてでございますが、トイレは現在、鹿沢温泉の紅葉館付近と新鹿沢温泉街の2カ所でございます。また、県道沿いのところどころに駐車場が設置できれば、湯尻川の景色が安心して楽しめると思っております。

ますが、上坂議員のご意見を踏まえ、地元の鹿沢温泉観光協会とも相談しながら観光客の利便性を向上させるための施策を検討してまいりたいと思います。

最後に、雪山賛歌の碑の建立についてでございますが、今年度、雪山賛歌の碑を移設を予定しております。妙高高原では大きな石碑に歌詞が9番まですべて刻まれていると聞いております。現在の計画では、石碑の移設に合わせて説明看板を設置する予定ですが、この看板の中に9番までの歌詞を全て記載する方法で考えております。また、雪山賛歌の碑を初め、近くにある百番観音など湯尻川周辺の観光名所にスタンプ台を設置し、湯尻川周辺で名所めぐりを楽しんでもらうのはどうかと考えております。皆様からご提案をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） これより一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） おおよそ青山の利用計画とか、そのことについてはわかりましたが、村長はいつも、ストックヤードができれば、その道路を利用して、そして村道としても利用できるんじゃないかと、それとそのまま地域に上信道が来るから上信道が来たならそれを踏まえて、その事業にどういうふうに計画したらいいかということのを常々口にしております。しかし、上信道は5年後に来るか10年後に来るか、もちろん私たちがいなくなって来るかもしれないですよ。その前に、私が言うのは仮設の道路を青山から細原へ村道としてあけて、そしてそれをまず利用して鎌原観音堂につなぎ、パノラマの南ラインにつなげて、観光客の要するに周回道路をつくると、そういうふうに私は考えているんです。

ですから、そのときになってみて、もし上信道が来て、それでその上信道のためにつくった道路が廃道になるということは私はないと思います。仮設で村道としてつくったものは農業用の道路とかトラクターが専門に走る道路とか、そういうことに必ず利用できるもので、ストックヤードができて道路ができるまでとか、それから上信道が来たらどうか、それは二の次にして、できることをまずやるべきだと私は思っています。この点どう考えていますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

上坂議員のご指摘のとおり、現在国土交通省のストックヤード、いつも私も答弁をしております。また、上信自動車道のルート、概略設計、現在鎌原から田代、していただいております。

ところでございますが、それとの整合性、先ほど大久保議員のときも話に出ました工業用導入用地あるいはこん丸山等もあります。村有地があつた周辺幾つかありますので、それら全体を今リンクして、特に鎌原の鎌原城あるいは鎌原の現在の観音堂周辺も含めまして、その地域全体は、やはり上信道が通るゾーンでございますので、上信道の進捗状況に合わせ整合性のある計画にしていきたいと思います。

それと、上坂議論の持論でございました、以前から鎌原の旧道から真っすぐパノラマラインに1本に道をつなげたらどうかというご意見でございました。また、今の発言では、その道も将来、上信道ができて有効に使えるだろうというご指摘でございました。以前からその理論が、また主張しておるといふことについては、私も記憶しておるところで確認しておるところでございます。どういうふうに整合性を持たせるのかについて、また機を見てしっかりと確認をしてみたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） それから、一応五千何百万円かけて利用計画の測量したという話は私聞いています。そして、その費用が約67億円かかるとかというような話も私は聞いています。

それで、たまたまその問題のために、この事業が頓挫しているようなことがあるなら困ると思つているんですが、段階的に私が言つているのは、できることからやつていくという。たまたまあそこは砂地なんで、休耕になるような植栽をして花畑にするといつても無理な点もある。でも、シバザクラみたいに根っこの浅いものでできるものもあるから、まずお金をかけないで、要するに全面に土地を購入して、そしてシバザクラを植えるとか、そういうことができることから少しずつ私はやつていけばいいと思つている。その点についてどう考えますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議会のご承認をいただきまして、あそこの測量をさせていただきました。また、立木の調査もさせていただきました。総事業費が5,300万円でございます。境界も一応杭をいろいろ課題がありましたが、前橋の法務局並びに中之条の法務局とも協議をし、ぐるわは確定を現在しておるところでございます。

それから、当時、造成費が67億円という数字もありました。関東森林管理局の企画部、吾妻森林管理署のほうからは、土地を購入するについては、しかるべき村の計画書、ぴしっとした計画書を出しなさいというお話がございます。特に一昨年以來、国有地の払い下げにつ

きまして国会で多くの議論がございました。いわゆる加計問題等がございました。

それから、国有財産を払い下げをするにつきましては、条件が非常に厳しくなっている部分もございます。それらも踏まえまして、現在では国土交通省利根川水系砂防工事事務所と吾妻森林管理署、同署長とも今協議を進めておるところでございます。そういう過程の中で、現在は利根川水系のほうでは予算が確保できておるので、前向きに取り組みたいと。それとあわせて既に吾妻森林管理署とも協議もしているという話は報告を受けておるところでございます。

上坂議員のご指摘であります。できることから一つ一つやっただらいいかというお話でございましたが、吾妻森林管理署のほうでは、村としてのどういう整備をされるのか、何をつくるのかということをしっかり計画書をつくって図面に落としなさいよという指導も受けておるところでございます。それに対応した図面も当時つくったつもりでございましたが、結論から言いますと時期尚早であったということであったと考えておるところであります。

時間が経過いたしましたので、それらの経緯も踏まえまして、今後、青山については再度確認しながら、また議会のご意見も賜りながら報告もしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ただできることからということにつきまして、先ほど申しましたように林野庁では、しっかりとした村の計画を提案しなさいよというお話でございますので、この点だけのご理解をいただきたいと思っております。

なお、利根川水系砂防工事事務所のストックヤードにつきましては、しっかりとした道路をつくるということが我々の一番目標としておる、国交省がしっかりとした道路を中につけていただくと。村が負担するのは大変だということもありますので、その辺も頭に置きながら、国交省に、あの中にしっかりとした道をつくってもらおうと。それを前提にして具体的なプランを、買い求める土地を購入するためのプランをしっかりとつくってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） これは大変なお金もかかる問題だし、国が相手に払い下げしてもらったところだから、簡単なことではないと私も承知しております。とにかく役場の中にもたくさん優秀な課長もおりますので、ある程度、担当の課長とか、そういうプロジェクトをつくって、よりどういうふうに進めていったらいいか、村長がひとつ任せて、この話を進めていけるように私はしてもらいたいと思っております。とりあえずこの話はきょうはこれでいいです。

2点目の話をしますが、先ほど言ったのは、村長は上毛新聞に嬭恋村のアピールは何です

かと言ったら、キャベツの村とは言ってなかったですね。愛妻の村と言いましたね。上毛新聞。だから、私はそれを言っているんですよ。愛妻の村と言って、あれは愛妻の村という呼称まで今つけておいて、10年以上前から愛妻の丘はできていて、あの仮設トイレでずっといるわけだよ。何が愛妻なんだかね。私はそれを村長に真意を聞きたいんで、トイレぐらいは早急にきれいにしてくださいと、そういうふうに私は申し上げたいんですよ。そんな仮設トイレの愛妻の村なんかはないんですよ。キャベツの村だったら別にいいんだけど、これは私がそういうことで特にこの愛妻の丘のトイレを優先的に、ほかにもたくさんトイレみんな現代式にウオシュレットに変えていかなくちゃいけないけれども、まず早急にこれだけは何とかやる方法はありますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私もあそこにトイレがあればいいと思って今もおりますし、前も思っておりました。今まで水がないということで、あそこの上の沢から水がないかというような調査も担当及び土地改良区の事務局とも調査もしてまいりました。水がないとなかなかできないなということで、また水のない環境省は山につくっている、山梨県でつくっておる水のないトイレというような制度も勉強もしたりしてまいりました。

ところが、どうしても水の問題が解決しなかったということでございますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、田代地域の皆さんとも話をし、あるいは土地改良区とも話をした中で、下の防除用水のオーバーフロー分があると。これを有効に活用できないかということを経営検討しておるところでございます。

これにつきましては、もちろん費用の問題とか費用対効果の問題とかありますが、どうしても冬場クローズにする、時期的に雪は降るんでクローズにするということが、非常に担当課長とも話をしておりますが、もしトイレを年間つくるとすれば冬場も田代区からあそこまで行くだけの道をオープンにしないと、トイレをつくる意味もないのかなという話は前からしておるところでございます。

いずれにいたしましても、あそこでイベントするたびに女性方が女性に向かって「おおい」という言葉で叫ぶわけでございますので、そこに仮設トイレのちょっと目を隠したものがあるというのは、ちょっとイメージが悪いという認識を私も持っておりますので、今も持っておりますので、何とか費用対効果、あるいは管理運営方針、この辺もしっかり定まれば、し

っかりとした女性が喜ぶトイレをつくってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 村長の決意のほどはよくわかりました。ぜひこれはやってもらいたいと思っています。とにかく村長は予算を組んでお金をつくること、仕事は担当の課長がやればいい。どうしてもお金がなかったら、私が見つけたっていいんだから。お貸ししますよ。ぜひ早目にやってください。いや、笑い事じゃないですよ、そんな。

それと、4点目のたまだれの滝のこの周辺のところは、この間も大前川原に要するに魚を釣れるようにしたどうかということも大変水が汚染されているし、だからあの湯尻川をとにかくもうちょっと伐採して、木が倒れているようなものもあるから、それを直して、とりあえずあそこではきれいな魚がいるんですよ。日本一きれいな魚ですよ。だから、あそこで釣りを楽しめるようにすることも踏まえて、あの辺一帯の周辺のことを、またいこいの広場もどうしても利用者が出なかったら建物を取り壊して、そしてオートキャンプ場にするとか、何かいろいろ方法はあると思えますよ。あのままどんどん放っておいたんじゃどうしようもないので、ひとつあの周辺のことだけはぜひやってもらいたいと思う。いかがですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国立公園内の国立公園につきましても、環境省の考え方が変わってきておりまして、国立公園は管理もしっかりとする、あわせて国民共有の財産であるから、しっかりと国民のために利活用も考えるというふうに国立公園法が制定されて70周年になりますが、大きく軌道修正をしております。あそこは環境省がビジターセンター等もつくったり、また環境省の外郭団体である某施設も当然あるわけございまして、環境省ともまた協議をしてみたいと思っております。

まず、あその水はきれいな水です。そして、上に耕作地がございませぬので、安定した美しいきれいな水が一定の水量をもって年間流れておるところであります。利活用ということで自然エネルギーについても現在環境省では前向きな時代に対応して変わってきておりますので、その辺も含めて環境省、許認可省でございまして協議をしてみたい。

それと、特に羽生田議員が議長になる前から当時、湯尻川をきれいにせいやという話を一貫して言って来ていただいております。奥入瀬と同じようにきれいにしたらどうかという話であります。庁内でも何とかあそこを議会のほうも言っているから何とかしよ

うやという話も今までもしてきているところでございます。

あと民間企業も何社か話もございましたが、結論から言いますとうまくマッチングできなかったという経緯もあります。また、青年の森につきましては、ちよだの森あるいはメープルも植えたりさせてもらってきた経緯もあります。それから、建物につきましては、今ビクターセンター古いのが1棟だけで、あとは全て昔からの建物は全て撤去させてもらっているところであります。また、指定管理は昔鹿沢高原、鹿沢の観光協会に指定管理がありましたが、現在その後の団体も指定管理が白紙になっております。

それらを踏まえまして、あそこは有効な利活用、特に今、魚の釣りの話がありますので、それも含めて担当課が今、鋭意検討しております。金を集めるのは熊川頑張ります。また、担当は担当でしっかりとプランニングもします。庁内上げて前向きに取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 決意のほどはよくわかりました。とにかく早急に手を打つ、調査研究はしっかりやる、できることから手をつける、村長も、もうベテランになってきたわけですから、この辺で時代につながる村の将来のきっかけをきちっとつくって、そして何年か後には私は勇退してもらいたいと思っています。最後のチャンスだと思って、しっかり頑張ってやってください。私もいろいろ議論したいけれども、今日は長時間、時間も遅くなりましたので、またこの次この件に対しては勉強して議論したいと思います。

終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第16、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第5回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 石 野 時 久

署 名 議 員 上 坂 建 司